

秋 山 東 遺 跡

児玉町秋山東遺跡調査会

児玉町遺跡調査会報告書 第2集

^{あき}秋 ^{やま}山 ^{ひがし}東 遺 跡

1987

児玉町秋山東遺跡調査会

序

昔、海蔵川（足利の小川川）の隅に大蛇がいて、毎朝村人を喰い、水田を荒すので村人達はたいそう困っていた。そこで、郡上村の僧がきて、蛇の十二山に籠り赤蛇用神に蛇を降し、この大蛇を退治した。これは、古くから足利に伝わる伝説です。

今この地域も、この伝説の裏面を徹底的に研究の段が済み、それにともなって発展調査も多くなって参りました。昔ながらの景観も大分と変化を受けて参ります。これから足利も、このような発展調査は、この地域の古代史の事実を次々と明らかにしてゆくことでしょう。このことは足利町にとって、誠に喜ばしいことであるには違いないと思います。しかし、このときにこそ地域に根ざした生きた文化財としてそれらを保護してゆくことを共に、関係調査の中から古代史の事実を伝達の手で掴み取り、近代に伝えてゆくことができなければならぬと思われているのです。つまり、考古資料の記録が地域と距離するのではなく、地域と結びついた新しい文化を創作してゆくことこそ、これからの文化財の保存事業の課題ではないでしょうか。

この度の、秋山東照殿の保存の計画につきましても、秋山興行株式会社を始め、関係機関等と協議を重ね、現状で保存できるよう調整してまいりました。しかし、現状での保存は難しく、やむをえず「記録」という形で後世に伝えることになったものです。この旨が、町民の理解や、教育・研究にたづさわれる理解、御参りとなりよるならば調査関係者一同喜びに堪えません。私どもも、地域にとっての伝統とはなにかを問いつつ、これらの資料を通じて、新しいこの地域の伝統を創出してゆくような社会教育活動に努めて参る所存であり、皆様のご理解とこれまでの御協力と御礼とを、御心より感謝する次第です。

昭和60年7月28日

足利町教育委員会教育員
足利町観光振興協議会会長

石井 宗 一

例 言

1. 本書は、埼玉県児玉郡児玉町大字松が平原に所在する松山街道跡の発掘調査報告書である。
2. 発掘調査は、株式会社熊本新聞商会の児玉工場建設に伴う事業の記録保存を目的として、昭和37年8月1日より10月14日までの期間に実施したものである。
3. 発掘調査は、株式会社熊本新聞商会・第三製紙株式会社依頼を受けて、松山街道跡調査会が実施し、その調査報告には鈴木信雄・宮河内昭彦が関わった。
4. 発掘調査から報告書刊行までに至る経費は、すべて株式会社熊本新聞商会と第三製紙株式会社が負担した。
5. 本書の編纂は、鈴木信雄の協力を得て宮河内昭彦が行ない、各執筆分冊については各文庫に記したが、通欄説明に関しては最終的に宮河内が加筆修正を行い、文章や書風の統一をはかった。
6. 遺構・遺物の写真撮影および図版作成は宮河内が行なった。
7. 本書の平面図に示した方位はすべて北を北であり、断面図に示した数字は標高（m）である。また、住居址平面図に示した太い破線は住居址の想定プランを、細い破線は家屋境の輪郭を、太い一点鎖線は掘込輪郭を、細い一点鎖線はボーダンの分布輪郭をあらわし、コマド平面図のスクラントーンは焼土範囲を示す。
8. 単位は換尺法は、住居址40分の1、コマド30分の1、土坑・土層位相断面40分の1、土層4分の1、掘土・掘製品3分の1、石器2分の1である。
9. 単位の変換は、石器を標準尺度が担当し、他は整理担当者の協力を得て、宮河内が行なった。
10. 発掘調査および本書作成にあたって、下記の方々や機関より御助言・御協力を蒙った。記して感謝の意を表したい。（敬称略・略称略）
赤坂浩一、福岡 一、伊丹 豊、岡本孝男、金子彰男、佐藤浩一、岡部文雄、松本和雄、栗森健一、福岡 潔、菅谷浩之、外尾哲人、高橋一夫、田島三郎、田村誠、河野利孝幸、島田浩之、中村金司、西口正純、野口重幸、長谷川幸、堀口誠司、増田一雄、水島治平、矢内 敏、山口昌弘、埼玉県教育庁文化財保護課、児玉郡市文化財協会、熊本市教育委員会、本庄市歴史民俗資料館、日本大学考古学研究会、東海大学考古学研究会
11. 本書作成のための整理作業には、調査担当者のほか下記のものが参加した。
大貫啓久、岡本山雄、藤本和子、志村 勇、高橋 智、水島正明、本間研吉、町田麻利（日本大学） 尾崎美妙、成田千鶴子、大塚道利（東海大学） 堀原正治（國學院大学） 吉川淳子、城戸誠、徳山寿樹（東海大学より） 矢島富士美（文教大学より） 田口明代、他 柳代、笠野佳一、若崎セイ、宮崎リン、豊原ムツ、熊田正江、山本ユキ（地元系志）

目 次

序

第Ⅰ章 愛媛県産の杜松	1
第Ⅱ章 道跡の地理的・歴史的背景	3
第Ⅲ章 調査の経緯と方法	11
第Ⅳ章 道情と道物	12
1. 概要	12
2. 基本程序	16
第Ⅴ章 道情と道物	17
1. 笠穴佐所止	17
2. 上延	39
3. 土留佐所止	49
4. 湊	51
第Ⅵ章 古代香河郡における水利灌溉と在地信仰	55
1. 古代的灌溉への湯上	56
2. 平安前期の開墾と瓦塔	61
3. 神仏習合と水利権	66

参考文献

秋山東遼調査会組織

会長 石井栄一（元五所教育委員会教育長）

理事長 野島三郎（元五所文化財保護審議委員長）

・ 菅谷清之（元五所文化財保護審議委員）

・ 徳永守重（「」）

・ 徳原善治（「」）

・ 石川正一（元五所幹事連長）

・ 大塚 隆（元五所教育委員会社会教育連長幹事）

監事 高木保信（元五所文化財保護審議委員）

・ 橋本清男（株式会社橋本調査会取締役役員）

幹事 宮上高男（元五所教育委員会社会教育連係員）

・ 金子孝弘（元五所教育委員会社会教育連主事）

・ 本間典子（「」）

・ 鈴木雄雄（「」）

・ 三上元一（元五所教育委員会社会教育連主事）

調査担当 鈴木雄雄、宮内尚志

関係調査参加者

大井和久、岡本尚信、小堀 昌、柳田 隆、徳田和子、

志村 昌、高橋 隆、高田正明、本郷規吉、町田修司、

宮内尚志、青木みゆ（以上日本大学）、

大塚清則、尾崎美沙、坂本真樹（以上東海大学）、

橋戸 隆、松山寿樹（以上東海大学のり）、

矢島高士直（文教大学のり）、

宮野信一、岩崎ケイ、関根祥下、田中善太郎、橋田五江、

松中孝博、飯塚 悠、柳田隆江、柳田ウラ、柳田航子、

成田みく、山口ミキ（以上地元有志）

第1章 発掘調査の経緯

調査と経緯

昭和3年3月、南三陸郡株式会社から工場建設に先立つ、歴史文化財の調査にかかわる事前協議が見沼町教育委員会にあった。この時点協議にかかわる区域は、『埼玉風土記』(昭和24年)に相当しており、町教育委員会の議員が直ちに連絡を調査したところ、すでに一部の基礎工事が行われているといふ工事現場内の前面部においては土石等の遺物が散見していることが確認され、遺物の存在が予想された。町教育委員会では、南三陸郡株式会社にこの旨を回答し、現状で保存するよう要請を行った。しかし、昭和3年より、試掘調査の実施依頼があり、昭和7年11月に現地の試掘調査を実施したところ、試掘調査対象の24,375㎡のうち約2,000㎡に古墳時代後期の墓群跡等が確認されたので、この結果を報告し、その保存の措置について協議した。昭和10年南三陸郡は、熊本國貨株式会社はこの土地を「埋蔵地」として売却することになったため、当該区域は、現状で保存することが難しい状態となった。昭和10年6月に熊本國貨株式会社より発掘調査の依頼があり、工事に先立つ事前の発掘調査を実施して基礎部分の調査を取ることになった。そこで、この文化財保存事業に関わる組織として埼玉風土記研究会を設立し、発掘調査を実施した。

調査の手続き

本会では、昭和10年7月23日に秋川市遺跡研究会会長より町教育委員会に提出され同年7月25日付発掘誌第10号で発掘調査を埼玉風土記研究会に送附した。文化庁からは昭和10年を以て同研究会第5の138号をもって発掘調査に対する指示通知があった。

(事務局)





図1 図 朝山東遺跡の位置

第Ⅱ章 遺跡の地理的・歴史的環境

遺跡の名称 本遺跡は、岡山県足尾町足野大字横山ア間に所在し、『海軍施設地図』記載の足野ア54地に該当するものである。遺跡名はその小字名が地名にも多く存在し、すでに多くの史料等に使用されていることから、同名の遺跡との混在を避けるため、小字名に大字名を冠して「横山家遺跡」と称することとした。

地理的環境 遺跡の所在する横山家域は、八王子・高崎間沿線によって土讃山地から区別された、阿見山山麓より流れ出る小千川・横山川・北戸川・天神川やその支流等の中小河川の開削により、狭く氾濫の甚が顕著している。そのため、丘陵は多くのものであるが小丘陵に分割されて、平野部に発生した平野部の小丘陵群といった特徴を呈している。また、東方に北戸野田（117 m）や鶴田山（130 m）の大きな横丘があり、さらに西に徳川幕府期の惣領台地には横式山（80 m）と横谷（77 m）が横丘を形成している。

本遺跡はこの横山丘陵の東方方向に伸びる小丘陵上の平野部から東部斜面に位置し、標高は118～120 m。段下の水田面との標高差は約10 m 深溝を距る。遺跡の西端には横山川が氾濫し、それによって開削された比較的広い谷があり、南側にもやや狭く深い谷がある。これらの谷は、概ねその谷底の流水を利用した農業的な畑地を形成している。小丘陵内にもこれらの谷に面する小丘陵が入り込み、小丘陵を北西から南東方向にいくつも分割して、微細な地形を作っている。北端には古代の横山郷と横山郷の遺跡と考えられる小川田（横山領）が流れており、丘陵との間に広く氾濫地を形成し、氾濫は多く農地として利用されている。小千川はこの付近から南東町の土留付近まで流れており、水量は極めて少ない。

小丘陵が途切れた北東方南側には、横山郷の大木山地域が存在する。これには徳川幕府期内を小千川・北戸川・天神川によって開削された沖積地で、古くより開墾が盛んであり、沖積地内の微高地や自然地形上にはみち代々の遺跡が多くあり、また新嘉定寛政の土倉あり（寛正郷1946）に代表される徳川幕府期々の遺跡も、かつては多く認められた（注1）これらの水田には、水量の少ない付近の河川からの灌漑的な灌溉が盛んをいたため、灌漑用などの施設が古くより発達し、それによる灌漑が地形をよめている。

歴史的環境 本遺跡の所在する足野町横山地区は、多くの遺跡が存在し、その歴史的環境は極めて豊かである。すでに発掘調査の調査された遺跡も多いが、それらは時期的な隔りがあり、特に古土器時代から古墳時代群集までの隔りは不明である。特に横山地区では古墳時代後期以降に遺跡が連続して埋蔵することが大々的発見といえる。

古 墳 時 代 古墳時代後期は、河沼地域でも墓群が増加する現象が認められ、特に足尾川や河沼の川沿いには多くの大規模な墳墓が形成されるようになる。類型の分布は、全徳川・小千川・北戸川流域では、電高Ⅱ式期には河川の自然堤防上に集中して形成



圖 2 國 秋山實業株式會社の遺跡（大正時代）



第3図 惣山原遺跡及び周辺の遺跡(奈良・平安時代)

以前は享徳時代の標榜域中、4郡のうちどの郡が属しく設定されて小郡から下郡になったのかは不明と認めざるを得ない(注3)。また、当熊谷地区をこの4郡のなかの中武郡に規定する意見もあるが(注4)(注5)、確証は定まてない。標榜の所在は、地名から今の武草町・熊谷町が有力視されており、政略の広域には『風土記』が後の所説の内姓である熊谷郡に比、人化には『風土記』の中武の政略と規定される大武郡がある(注6)(注7)。

真 実 図

真実図の熊谷は、小山川の自然堤防上に武草町・熊谷町(熊谷町1994)、山崎山・熊谷山平野の縁部に真草町(久遠保1983)、石井渡(埼玉県1994)、北郡町(埼玉政経) (埼玉・中島1994)、熊久広保(熊谷・中島1994)、熊谷町(埼玉・宮崎1994)、北郡町(埼玉・宮崎1994)などがあり、小山川と北川に挟まれた沖積地の真草町に多く、あたかも沖積地を取り囲むように連続している。このような空間における真草の沖積地・河川への標榜現象は、近畿下流の淀川・中流域の沖積地帯においても認められ、河川堤に見られる条田界地取りの図録や河川水路の平面より推測される大規模な条田界の推定。また該条田界が寛政期より継続せず新しく設定されるものが多いことなどにより、一定の政治的な強制力を背景に移転したもの、としてとらえられ、該地における耕作地・居住域・利用可能域等の概念的に再編成された自然的な土地利用が推定され(鈴木1998)、また「中世前期形成期の4郡界域設定による熊谷のより一生涯的再編成、中世

表1表 真草図第一真実

番号	真 実 図	備 考
1 2 3	熊谷内渡津(堀江文部) ・ (堀江文部) 武 水 大 町 古 堀 部	(宮谷・宮谷1994) (小沢・中沢1980)
a b c d e f	堀 江 1 堀 部 奥 中 堀 古 堀 熊 山 渡 津 山 古 堀 大 町 古 堀 古 堀 大 町 8 堀 部 大 町 9 堀 部	(注3) (小沢1980) (注6) (宮谷・宮谷1994) (宮谷・宮谷1994)
A B C D E	熊 山 堀 渡 津 堀 江 平 渡 津 堀 江 堀 部 堀 部 堀 江 堀 部 堀 部 堀 江 堀 部 堀 部	本図内 (注2) (中沢・堀崎1980) (小沢・中沢1980) (注2)

も半「近河沖通、化城通」という歴史的経路も与えられている（利根川1982）。これらは田代正徳と喜利郡の中心的地産地産を成す地域での現象であるが、この他本通船が利用するような可耕地の少ない丘陵内であるいは山地内にも、該郡の集落が存在する可能性がある。しかし、それらの地域は資料の稀少性から不明な点が多く、また調査を依頼も予想される（注3）。

国 分 期

国分期になると、集落はさらに増極の傾向を示す。これらの多くは、武蔵郡の集落が最盛する場所に連続して置かれるが、喜望野具波渡通（喜望野1989）・宮下通船（宮谷・栗森1979）・上野地通船（宮谷集1979）・千通船通船（宮谷集1979）のような沖越地内の高山地や沼澤地に、後河野学校久高通船（中村集1979）・本通船（河本・長瀬集1983）のような丘陵地帯に、また足利町集ノ人通船（鈴木1982）のように山地内にも集落が形成されるようになり、集落の拡散現象が認められる。特に宮谷を伴う時期になると、その傾向はさらに顕著になる。武蔵郡に形成された完全町野船集・古河町通船（栗田1984）のような大規模集落が認められて宮通し、比較的小規模な集落が拡散していく現象は、河原町に再形成された田代郡の解体を指しており、それは該期における大型郡の存在影響（市川1984）や、古河郡域への集落の進出一同河川流域の分岐点取（鈴木1984）などの現象とともに、河原町代集を伴った河原町郡の解体過程における典型的傾向の一つを現しているといえる。

本通船の周辺には、丘陵先端部に環状平通船と環状沖越地通船が、丘陵内には



図 3 河 川 断 面 図



図 4 河 川 断 面 図

番号	河 川 名	河 川 断 面	河 川 断 面 図 説 明	河 川 断 面 図 説 明	河 川 断 面 図 説 明	河 川 断 面 図 説 明
1	河 川 名	河 川 断 面	河 川 断 面 図 説 明	河 川 断 面 図 説 明	河 川 断 面 図 説 明	河 川 断 面 図 説 明
2	河 川 名	河 川 断 面	河 川 断 面 図 説 明	河 川 断 面 図 説 明	河 川 断 面 図 説 明	河 川 断 面 図 説 明

水堀跡と小笠原を囲んで筑前守堀跡や水堀跡がある（図3）。これらの堀跡はその発掘条件より、計画を推進過程にしていたと考えられるが、それだけで堀跡確認がとれたとは考えられず、区域内での掘削なども考慮するであろう。丘陵と小笠原の間に土塁遺構が存在するが、これらは丘陵には奥堀り堀跡として判別できていたと考えられる。また、御山古墳群西の堀跡発掘では、西堀堀跡（図4図3）が表土で出土しており、あるいは小笠原の堀跡に対する警戒に充てられたものかもしれない。（図4内図3）

注

- (1) 大牟田は今年で合併の四周年が過ぎ、奥平郡奥平町のほとんどが吸収してしまった。また豊前守史館の主要集落、奥平郡外でありながら設置されている（奥平史館2011）。
- (2) 1980年に筑前守教育委員会が調査を実施した。
- (3) 1980年に筑前守教育委員会が調査を実施し、調査1号堀内前方部堀跡を検出している。
- (4) 堀や堀跡は、調査に促されるこのような奥平町民の協働から、市史資料館への資料館の働きを認識されている（鈴木2004）。
- (5) 堀之内の人の話によると、戦中戦後の中にも無型型堀式に穴を掘りつた遺構が存在していた可能性が高い。
- (6) 1980年に筑前守史館調査委員会が追跡調査と本堀の調査を実施した。
- (7) 長瀬川流域の古戦場によると、本村市立歴史資料館の資料によります。弘化元年（1818年中頃）に武蔵国東武蔵郡本村から出土したことが記載された大御所御旗（古図）の形跡が確認されている。
- (8) 当時の郡名がわかるものとしては、武蔵国分守領内図の中の郡名が記されているが、その文字が郡名であるかは調査を待たなければならない。
- (9) これらの地域には、伊予長門藩系に基づく複合的分属関係の中で阿蘇山の麓跡のために開拓する形跡と共に、「山麓の民」と呼ばれる藩民（鈴木2004）等も存在し、「奥堀り村」（久々1999）の存在が指摘される。今後考古学分野も、このような地域内の掘削に注目する必要がある。
- (10) 1980年に筑前守教育委員会が、奥平郡奥平町地蔵堂地区に実施した試掘調査を行い、阿蘇山の山麓を等確認した。これは先に奥平郡史館によって行なった奥の試掘調査に隣接しており、遺構があるやうな時から検出されたことより、遺跡は奥の試掘した場所の跡所下方にも広がっていたと考えられる。この時の奥の試掘には関係がないと聞くが、詳しい事情は（中村2010）に記載されているので参照したい。尚、中村氏の氏が阿蘇山の試掘場所付近より掘削して町に届けられていた遺物（図4図3）も、阿蘇の御好意により調査をさせていただいた。

第四章 調査の経過と方法

調査の期間 戦後東京府の調査は、昭和26年8月1日から同月4日まで約3～4日半の期間に実施したものである。

本調査の存在する区域の土地利用は、すでにその大半を「区」にわたって市街地で埋め、その大半を工業用地として造成して建設されてきて、まさに建設的状態であった。

調査の趣旨 試探調査の結果、調査による区立はかなりの量である。特に調査区では敷地面積が市街地調査区まで200以上にも達するため、その除去作業には重機を導入し、遺物の撤去が予想されている東横線より東武池袋線方面に向かって、区立及び市立の除去を行なった。

調査の方法 調査は、まず試探調査から始め、造成時の状況が詳しいため敷地面積が取り出し、又は造成時の予想どおり、区立区域・市立・ビッド等が造成事業により撤去して埋められ、本調査が調査一貫調査の試探調査であることが判明した。これに基づいてかなり急な北沢新設では、区立の調査・市立と上層部には（国木敷）が埋められただけで、東横線側の敷地面積を撤去するような計画にまったく存在しなかった。このような遺物分布の状況から、調査区域中央部で東横線の北行が変化して南行付近を境に、東横線側を北行、北行新設を北行と、歴史的に地形によって調査区分を分け、また試探調査後たまたま記録がとれるように、区立敷地面積に合わせた区立敷地のグリッドを設定した（第2回調査区）。また、北行新設は調査区の西へさらに広がっているが、そこは試探調査によって遺物がまったく存在しないことが確認されているため、北行新設が切れたところで調査区を設定した。

Ⅰ区の調査 これらの前提作業が終って、遺物の掘り出し作業及び試探調査も順調に進行した。ところが、東横線側敷地を調査した南端より、本調査区上層の流入とともに調査区域の中心が本調査という大きな調査を受けた。当時はこれらの調査にかかる時間を要するものと思われたが、作業員一人的能力により、調査の進行に支障をきたすこともなく、一貫調査で掘削することができた。その後、調査区敷地を本調査することもあったが、9月の下旬には上層に埋め立てた区立、東横線の敷地も埋め、北行新設と北行の土地を埋めてⅠ区の調査ははじまった。

Ⅱ区の調査 Ⅰ区の調査は調査区であったため、比較的好く掘るものと予想していたが、この頃より掘り出しが少なくなったため、区・市・市立に調査区がある日が少なくなった。そのため調査区をとしたものであったが、それでも10月になる頃にはほぼ完了し、調査区に属してあったⅠ区の東横線と北行敷地面積も10月10日にはすべて完了した。そして敷地の10日には、本調査の調査区と北行敷地を掘削し、昭和26年の調査は予定どおり無事終了した。（昭和26年度）

第Ⅳ章 遺跡の概要

第1節 概要

今回の調査で検出された遺構は、飛鳥～高麗期の習穴式部塚と軒・土蔵1基、中・近世の土蔵跡群、現代の土蔵2基、溝3本であり、その多くは1区の東南斜面より検出されている。また、調査区内からは平安時代の土器群が少量出土しており、造成された瓦葺上面に該期の遺構が存在していた可能性もある。

習穴式部塚

習穴式部塚は、すべて1区の東南斜面に存在し、比較的直線している。内容のわかるものはなく、特に軒瓦上やのものは造成時の機具が著しく、遺存状態は悪い。平面形は正方形・長方形が基本のようであり、規模は一般5m前後のものが多く、1号棟・3号棟は3m多過ぎ後に比べやや大きい。埋蔵する物のものではない。柱穴をもつものは3基、貯蔵穴をもつものは4軒あり、それらはいずれも軒間中央から下きに設置する位置性である。キマツは6号軒の保存性に残存しており、その保存位置には瓦葺地の北側と西側の二重が見られる。平面では機軸部が壁を斜め込んでいるものと斜め込まないものの二形態が認められる。機軸材は粘土を使用しているが、機軸部の機軸に土師灰管を埋用しているものと軒あり。また、1号棟は機軸のローム土を斜め埋して軸の基部としており、住居跡敷地内からキマツの位置が決まっていたことを窺わせる。この他、7号棟からはキマツの他に伊が検出されている。

土 庫

土庫もほとんどが1区に集中している。これらは平面形・規模・地上の状況よりいくつかに分類できるが、出土遺物がほとんどなく、その時期・機能がわかるものはほとんどない。しかしこれらの内、15号土庫からは高麗時代の遺物が出土しており、その祭祀的機能を推測させる。また、最も長い長方形を呈するものは長軸方向に縦向きをもち、平面的にもブルーベージが可能であり、風雨的な配流を断らせる。

遺跡の範囲

以上のように、本遺跡は飛鳥～高麗期の集落跡と中・近世の土蔵群が主体となるが、その範囲は丘陵上やが造成された今となっては知るすべもない。しかし、造成前の旧地形（第7図）を見ると、本遺跡の所在する丘陵北平部上面は、北端が周辺より5m程度高くなっているが、比較的広い平部面を呈しており、祭祀土庫の遺構が存在していた可能性が高い。また、丘陵北端及び西側斜面はかなり急であり、調査区の手で西端には西側から北東方向に開削された小さな谷が入り込んでいる。これを使えば地形を南側の崖へ変換した丘陵とは地形的に区別している。このような地形形の観察より推測すると、本遺跡の範囲は、丘陵北平分の上面平部部からその東側斜面にかけての比較的狭い範囲であったと思われる。

(図2の内観図)

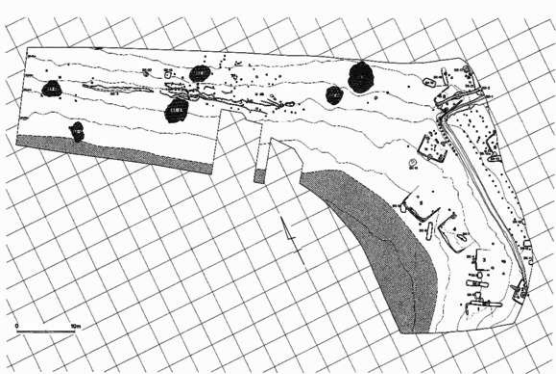


圖 6-10 鞍山金礦地質圖



第7圖 旧地形と調査位置

第2節 基本層序

秋山東遺跡は、松久正路の一中区陸奥層付近に位置しており、造成による断面の調査では、底部に白色の頁岩でその上に粘土層・ローム層が堆積している。調査区内の東西両側（Ⅰ区）と北西斜面（Ⅱ区）の上平は、造成時にかきり土が削られたらしく、底土下に紅土は存在しなかった。しかし、断面下方は土が押されてはいるが、断面土が比較的厚く、良好な場所が部分的に残存している。そこでは四角山山から豊橋砂質土のローム層まで7層に区分できる。

第Ⅰ層—暗赤褐色土（紅砂質土、浅間山系A頁岩・ローム粒を均一に含む）

第Ⅱ層—黒色土（第Ⅰ層に砂質砂土を混入する）

第Ⅲ層—暗褐色土（第Ⅰ層に堆積されるが砂質で、ローム土を多数に含む）

第Ⅳ層—暗褐色土（紅砂質土、浅間山系A頁岩を微量含む、Ⅰ層に比べ粒粒に粗み、しまりを欠する）

第Ⅴ層—暗褐色土（ローム層部層）

第Ⅵ層—黄褐色土（ローム土、硬質で緻密）

第Ⅶ層—緑灰色粘土（小礫を微量含む）

調査層のローム層序は調査をしていないため、明確な土層順序は行っていないが、普通足里町の土層序に見られるローム層上層の白色パリスを多数に含む暗褐色のローム土は、調査区内においては確認できなかった。また、ローム層下の粘土層は、調査区両側のⅠ層付近では小礫を含まない白褐色土、調査区東側のⅡ層付近では緑灰色粘土と異なっていたが、両者の関係は明らかにはなかった。

（岩谷内調査）



第9図 秋山東遺跡基本層序

第V章 遺構と遺物

第1節 竪穴住居址

第1号住居址 (第9・10図、図版3)

本住居址は、調査時の調査路（東・東アフリカ）に併進し、周囲約4mには高さ10cm程度の、北側10cmには高さ約1mの壁が延びている。住居址の東及び南端は谷河のためすでに消失しており、北側上端を第1号土坑によって覆われている。

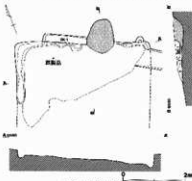
主軸方位は概一西一北をとり、平面形は不明であるが、北端・西壁及びコーナー部の断面より、方形もしくは長方形を呈していたものと考えられる。西壁は東西約4.15m、南壁方向は1.35mとで測れる。

壁は北壁的に立ち上がり、床面からの高さは、西壁で16cm、北壁で33cmを測る。壁端は残存する壁下すべてに認められ、西壁は4cm-33cm、南壁は4cm-33cmあり、西壁下は北・北壁下に壁が深く達しも浅い。

両端は壁中央部V字を張り込んで作られており、北壁的型製で、東壁に向かつてやや傾斜している。両山極内端内からは、柱穴や付随施設等はまったく確認されなかった。

おマダ (第10図、図版 3-2)

おマダは北壁中央よりやや東寄りに位置する。主軸方位はN-30°Eで、北壁に長さ115cm-120cmを測り、深さは33cmある。底を70cm程度掘り込んで傾斜しており、全面に粘土を厚さ1-20cm程度積っている。壁も同一の粘土によって構築



第9図 第1号住居址

第1号住居址土層説明

1層：地表面直下層（約10cm）
粘土を厚く塗り、ロー
ム粘土・赤土粘土を
混ぜ合わせた、堅固にな
り、土層を形成する。

2層：地表面直下層（約
10cm）
ローム粘土・赤土粘土を
混ぜ合わせた、堅固にな
り、土層を形成する。



第10図 第1号住居址カマド

しているが、竈壁は第1号土居によって埋られているため不明である。竈壁部は断面より0.5m程度低く、煙道も煙は段をもたず、無煙部よりゆるやかに立ち上がる。無煙部・煙道も煙とも非常によく焼けている。

出土遺物は土居部の中央から北西隅に集中して出土したが、図示できるものにはなかった。またカマド内からも比較的多数の土師器破片の出土をみたが、図示できたものは1・2点だけである。この住居址北西隅の断面より、竈壁を破壊した様状の土製品が1点出土している。(高橋 昭)



第11図 第1号住居址出土製品



第12図 第1号住居址出土遺物



第4表 第1号住居址出土遺物観察表

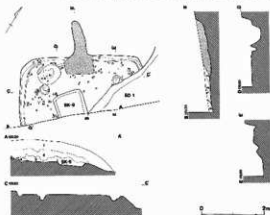
番号	図号	断面・破片の位置	断面・破片の位置	出土・色調	備考
1	煙 (煙道)	口縁部やや破折しながら、ゆるやかに開く。	口縁部より下。	灰青砂・灰灰石 灰灰砂・灰灰石	口縁部と破片、 カマド内。
2	瓦 (口縁部)	口縁部は開く。ゆるやかに立ち上がる。口縁部はやや内開する。無煙部は開く。外周と内には破片が散らばる。	口縁部より下。外周部破片等は、口縁部のやや内開部へ下へ下へ。無煙部内面は下。	灰青砂・灰灰石 灰灰砂・灰灰石 灰灰砂・灰灰石	口縁部と破片、 カマド内。

[illegible]

佐治州には、領土に南東部のA・B・C・D・Eの5つの区画がある。西部のA・Bには湖が、中部には北緯30°には熱帯雨林地帯が広がっている。佐治州西部は国境外であるため、金貨は不明である。また、佐治州と南米現代の熱い気候に、最も近いのは、南によって知られている。

北緯方向はN—E—Wをとり、平面図に示すであるが、傾斜が、一般に西傾である。北緯方向は西傾を無するものとされる。傾斜は北緯—西緯方向に、 30° 、北緯—山頂方向に、 20° 、と傾斜する。

「聴かせ」に立ち上がり、聴かせは北声で歌う声でDonを歌う。聴かせは下り
ハモに落ちる。聴かせは北声で歌う声でDonを歌う。聴かせは下り



Keywords: child sexual abuse; disclosure; social support

- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

1998, 1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 2676, 2677, 2678, 2679, 26

である。

庭園に給水装置を回り込んで配水されており、比較的複雑で、ほぼ水平である。前庭にはカマド並置間に設置されている。平面形は右図形を見すが、北側部分が少し変形している。深さは35cmある。

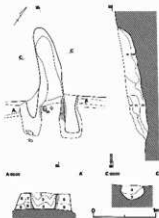
ピットは二つ、両側用とされている。西・北とも土留めで門扉を通し、西側面にイラス泥の段を設ける。深さはP₁が15cm・P₂が16cmある。

カマド (第14図、図版 4-2)

カマドは北庭園中央に位置する。片側位置は又一部一箇所とり、竈間は長さ174cm・幅84cmを測る。竈は比較的太さを片側を拡大した暗褐色包絡土(黒子畑)を床土上に盛り、その上に小さな粒の黒子と赤土を混入した暗褐色包絡土(黒子畑)を盛り上げて構築している。焼成度は竈道より4cm程度高く、良く焼けている。煙出し部に段を設け、その又も土留で北庭園とほぼ一致する。焼成度は前庭の前縁に沿って15cm程度外へ飛び、竈間はゆるやかに立ち上がる。

出土遺物は比較的多い。土器は小片断となって土質をかなり汚染している。

(図版2正明)

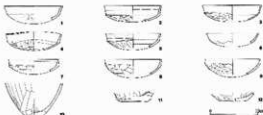


第2号住居跡カマド土層説明

- 1層：暗褐色包絡土(黒子畑)を多用し、包絡土の厚さは約10cm、焼成は高く、こまごまを散らす。
- 2層：暗褐色包絡土(黒子畑)と赤土を混入した暗褐色包絡土(黒子畑)を多用し、焼成は高く、こまごまを散らす。
- 3層：暗褐色包絡土(黒子畑)と赤土を混入した暗褐色包絡土(黒子畑)を多用し、焼成は高く、こまごまを散らす。
- 4層：暗褐色包絡土(黒子畑)と赤土を混入した暗褐色包絡土(黒子畑)を多用し、焼成は高く、こまごまを散らす。
- 5層：暗褐色包絡土(黒子畑)と赤土を混入した暗褐色包絡土(黒子畑)を多用し、焼成は高く、こまごまを散らす。
- 6層：暗褐色包絡土(黒子畑)と赤土を混入した暗褐色包絡土(黒子畑)を多用し、焼成は高く、こまごまを散らす。
- 7層：暗褐色包絡土(黒子畑)と赤土を混入した暗褐色包絡土(黒子畑)を多用し、焼成は高く、こまごまを散らす。
- 8層：暗褐色包絡土(黒子畑)と赤土を混入した暗褐色包絡土(黒子畑)を多用し、焼成は高く、こまごまを散らす。

9層：暗褐色包絡土(黒子畑)と赤土を混入した暗褐色包絡土(黒子畑)を多用し、焼成は高く、こまごまを散らす。

第14図 第2号住居跡カマド



第15図 第2号住居址出土遺物

第5表 第2号住居址出土遺物数表

層位	房址	遺 物	形制・用途上の特徴	発 見 地 点 の 特 徴	出土・数量	備 考
1	1号	11.19	1. 破損は軽微であるが、口縁部は多少の欠損がある。形制は全体的に円い。2. 破損は上部の破損は中々ない。	1. 破損は軽微である。破損は上部の破損は中々ない。2. 破損は上部の破損は中々ない。	1. 破損は軽微である。破損は上部の破損は中々ない。2. 破損は上部の破損は中々ない。	1. 破損は軽微である。破損は上部の破損は中々ない。2. 破損は上部の破損は中々ない。
2	1号	11.20	1. 破損は軽微であるが、口縁部は多少の欠損がある。形制は全体的に円い。2. 破損は上部の破損は中々ない。	1. 破損は軽微である。破損は上部の破損は中々ない。2. 破損は上部の破損は中々ない。	1. 破損は軽微である。破損は上部の破損は中々ない。2. 破損は上部の破損は中々ない。	1. 破損は軽微である。破損は上部の破損は中々ない。2. 破損は上部の破損は中々ない。
3	1号	11.21	1. 破損は軽微であるが、口縁部は多少の欠損がある。形制は全体的に円い。2. 破損は上部の破損は中々ない。	1. 破損は軽微である。破損は上部の破損は中々ない。2. 破損は上部の破損は中々ない。	1. 破損は軽微である。破損は上部の破損は中々ない。2. 破損は上部の破損は中々ない。	1. 破損は軽微である。破損は上部の破損は中々ない。2. 破損は上部の破損は中々ない。
4	1号	11.22	1. 破損は軽微であるが、口縁部は多少の欠損がある。形制は全体的に円い。2. 破損は上部の破損は中々ない。	1. 破損は軽微である。破損は上部の破損は中々ない。2. 破損は上部の破損は中々ない。	1. 破損は軽微である。破損は上部の破損は中々ない。2. 破損は上部の破損は中々ない。	1. 破損は軽微である。破損は上部の破損は中々ない。2. 破損は上部の破損は中々ない。
5	1号	11.23	1. 破損は軽微であるが、口縁部は多少の欠損がある。形制は全体的に円い。2. 破損は上部の破損は中々ない。	1. 破損は軽微である。破損は上部の破損は中々ない。2. 破損は上部の破損は中々ない。	1. 破損は軽微である。破損は上部の破損は中々ない。2. 破損は上部の破損は中々ない。	1. 破損は軽微である。破損は上部の破損は中々ない。2. 破損は上部の破損は中々ない。

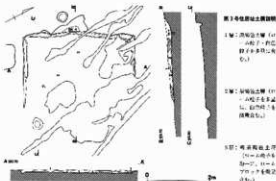
番号	形態	地 質	平盤・丘陵部上の特徴	高 層 平 台 の 特 徴	貯水・包圍	備 考
6	坪	①砂 (砂, 砂)	①砂層は直線的に発達する。砂は①砂層と平盤内面と接合して作る。平盤はやや高く、丸い。	①砂層はメサタイプの後、下流の段上り構造で段々貯水もなす。平盤外縁外縁は傾斜ヘリキズラ。平盤内面ナツ。	片側から湧出 内面ナツ	①砂層は直線的、やや中がら。平盤に包圍あり。平盤上。
7	坪	①砂 (砂, 砂)	①砂層は平ら。段々段々に立ち上がる。内面に砂層が通る。砂は段々段々の段々、砂層は通る。	①砂層はメサタイプ。平盤外縁外縁は傾斜ヘリキズラで段々段々に立ち上がる。平盤内面ナツ。	片側から湧出 砂層は直線的	①砂層は直線的、砂層は通る。
8	坪	①砂 (砂, 砂)	①砂層はやや段々段々に立つ。砂は段々段々の段々、砂層は通る。	①砂層はメサタイプ。平盤外縁外縁は傾斜ヘリキズラで、段々段々に立ち上がる。平盤内面ナツ。	片側から湧出 内面ナツ 砂層は直線的	①砂層は直線的、砂層は通る。
9	坪	①砂 (砂, 砂)	①砂層は平ら。砂は段々段々の段々、砂層は通る。	①砂層はメサタイプ。平盤外縁外縁は傾斜ヘリキズラで、段々段々に立ち上がる。平盤内面ナツ。	片側から湧出 内面ナツ 砂層は直線的	①砂層は直線的、砂層は通る。
10	溝	砂層 (砂, 砂)	砂層は直線的に発達する。砂は段々段々の段々、砂層は通る。	平盤外縁外縁は傾斜ヘリキズラで、段々段々に立ち上がる。平盤内面ナツ。	片側から湧出 内面ナツ 砂層は直線的	砂層は直線的、砂層は通る。
11	溝	砂層 (砂, 砂)	砂層は直線的に発達する。砂は段々段々の段々、砂層は通る。	平盤外縁外縁は傾斜ヘリキズラで、段々段々に立ち上がる。平盤内面ナツ。	片側から湧出 内面ナツ 砂層は直線的	砂層は直線的、砂層は通る。
12	溝	砂層 (砂, 砂)	砂層は直線的に発達する。砂は段々段々の段々、砂層は通る。	平盤外縁外縁は傾斜ヘリキズラで、段々段々に立ち上がる。平盤内面ナツ。	片側から湧出 内面ナツ 砂層は直線的	砂層は直線的、砂層は通る。

第3号住居地（第16図、図解5）

本住居地は、調査区域のC-4・5、D-4・5の間に位置する。北側1.3mには第1号住居地、南西側約5.5mには第2号住居地、南東側約5.5mには第3号住居地が近接している。住居地の東側には調査のためすでに掘削しており、北西側や右上部を第1号土城によって切られている。また、造成時の掘削が深しく、最終の積存状態は極めて悪い。

平面形は不規則であるが、残存するコーナー部の形状より、方形あるいは長方形を呈していたものと考えられる。南端は北東～南西方向約3.5m、北西～南東方向は2.42mまで囲まれる。

壁は比較的急に立ち上がり、東面からの高さ1、北西面で2.5m～南西面で1.5m～



第16図 第3号住居址

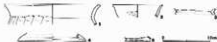
北東壁で10mを測り、壁端に北西壁・南西壁の一部に認められ、長さ10m、幅1.5mある。

床面は土器の破片を盛り込んで構築されており、南西壁にゆるやかに傾斜しているが、大半は傾斜を受けているため、不規則である。

住居址内から、コマダ・時雨穴・ピット等の施設はまったく発見されなかった。

西と近郊に、土器の小破片が多数出土しているが、掘削内からも多く出土しており、その出土状態は良好とはいえない。

（大塚勉）



第17図 第3号住居址出土遺物

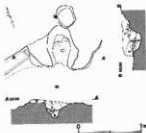
第18表 第3号住居址出土遺物調査表

遺物	種類	品名	形状・破片の位置	出土・色澤	出土・色澤	出土・色澤
1	陶	117 (117.1)	117.1にゆるやかに傾斜する。117.1と117.2の境にはナメツクによる傾斜がある。	117.1にゆるやかに傾斜する。117.1と117.2の境にはナメツクによる傾斜がある。	117.1にゆるやかに傾斜する。117.1と117.2の境にはナメツクによる傾斜がある。	117.1にゆるやかに傾斜する。117.1と117.2の境にはナメツクによる傾斜がある。

番号	名称	決 定	影響・規制手段の概要	計 画 予 算 の 目 的	進捗・内容	備 考
1	特 別 11号 (11.3)		記録用紙の半量削減に努む、半紙の活用、排紙量の削減等の対応が実施されている。	記録用紙の削減、排紙量の削減・半紙の活用、排紙量の削減	半紙の活用等 排紙量の削減	記録用紙の削減、半紙の活用
2	記録用紙の削減 12号(12.3)		両面印刷の活用により紙の削減が実施されている。	両面印刷の活用による削減	両面印刷の活用、両面印刷の活用	両面印刷の活用、両面印刷の活用
3	記録用紙の削減 13号 (13.3)		記録用紙の削減、両面印刷の活用、両面印刷の活用、両面印刷の活用	記録用紙の削減、両面印刷の活用、両面印刷の活用、両面印刷の活用	両面印刷の活用、両面印刷の活用、両面印刷の活用、両面印刷の活用	両面印刷の活用、両面印刷の活用、両面印刷の活用、両面印刷の活用
4	記録用紙の削減 14号 (14.3)		記録用紙の削減、両面印刷の活用、両面印刷の活用、両面印刷の活用	記録用紙の削減、両面印刷の活用、両面印刷の活用、両面印刷の活用	両面印刷の活用、両面印刷の活用、両面印刷の活用、両面印刷の活用	両面印刷の活用、両面印刷の活用、両面印刷の活用、両面印刷の活用
5	記録用紙の削減 15号 (15.3)		記録用紙の削減、両面印刷の活用、両面印刷の活用、両面印刷の活用	記録用紙の削減、両面印刷の活用、両面印刷の活用、両面印刷の活用	両面印刷の活用、両面印刷の活用、両面印刷の活用、両面印刷の活用	両面印刷の活用、両面印刷の活用、両面印刷の活用、両面印刷の活用

1997, 1998, 1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 2676, 2677, 2678, 26

一般に、この装置は、調査区間の約一帯、 $10\text{m} \times 5\text{m}$ 、 $10\text{m} \times 5\text{m}$ のグリッドに設置し、定期的に2mにはずり位置移動し、調査区間に必要な発生試験が実施されている。後、調査の管理は調査のためにすでに設置しており、中央付近を四角形土曜によって形成されている。

[illegible]

1. 解: 丙烷的分子式: C_3H_8 。丙烷的分子量为 44。
2. 解: 丙烷的分子式: C_3H_8 。丙烷的分子量为 44。
3. 解: 丙烷的分子式: C_3H_8 。丙烷的分子量为 44。
4. 解: 丙烷的分子式: C_3H_8 。丙烷的分子量为 44。
5. 解: 丙烷的分子式: C_3H_8 。丙烷的分子量为 44。

- 本書：基礎色學（色の科学）と色学（色の学）。色の科学は、物理的・生理的・心理的・社会的に色を研究する学問。色学は、色の知識を応用する学問。

東端方位はN—Eの一帯をとる、平面形は不規則であるが、カマドが北西コーナー部に位置されていると考えられるため、長方形を呈していたものと考えられる。幅間は南北3.8m、東西は1.6mまで開れる。

壁は赤土ダミに塗られたり、文土は石灰で24cm—35cmある。壁面に残存する灰土層にて認められ、幅17cm—27cm、深さ40cmある。西壁下半部は土、壁が止つて壁が広く深さ50cm程度深くなっている。

平面に最も低く壁を回り込んで敷設されており、比較的平坦で堅固であるが、西側はやや凹みが認められる。

ボットは北西コーナー付近より一帯埋設されている、約24cmの幅、長方形を呈し、深さは15cmあり、正面は平坦である。

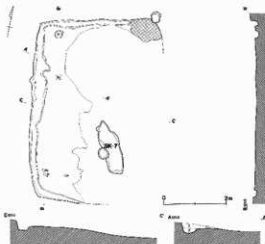


図4 寺田遺址土層断面

1層：西側の1層（赤土・灰土・カマド・ボット・灰土層）の埋設部分・西側壁面を形成する。形状は不規則、土層を有する。

2層：西側の2層（赤土・灰土・カマド・ボット・灰土層）の埋設部分・西側壁面を形成する。形状・土層は不規則。

図4 寺田遺址

THE
JOURNAL OF
THE
ROYAL ANTHROPOLOGICAL INSTITUTE

その中心は北緯座標に位置する。北緯力使を第一計一画にとるため、往時は北緯
が十、二に付置されていた可能性が高い。現地は長さ71cm、幅30cmを測る。地
盤が古くとも地盤ワークを施す例として露体になっており、鉄釘個数内約はリキヤ下の
位置が読まれていることがわかる。右端はすでに腐敗して不明であるが、左端
は腐り残したか、み出しの上で腐敗した(第三層)を腐り上げている。地盤は
腐敗より2cm程低く、比較的よく残っている。中央部には上面が平らなものが残っ
ており、宝篋として使用されたものであり、腐敗した面は残るが、腐敗部に
腐敗したものの腐敗した部分、腐敗した部分に腐敗した部分がある。

水生植物は、北限が中ないが、北西ヨーロッパ、南ヨーロッパ付近に集中している。また、中央アジア片麻岩の河川が、南西ヨーロッパ付近（図 2、5）と西側部流域は（図 3）の流域上と重複している。（図解参考）



1998年12月15日

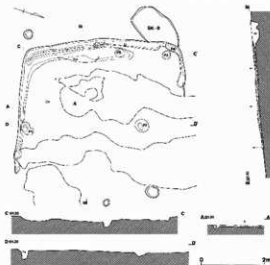
图 1-10 图 1-9 中轴测图的正等轴测投影图

品目	品名	注 意	形態・産地等に関する事項	製造方法等の詳細	加工・包装	備 考
1	蜜	1等 (注.4)	1蜜類は蜂蜜や蜜に外国産の砂糖が加えられている。	口蜜類は内外産とも製造され、純正品によるものが多い。	片蜜類は純正品と砂糖の配合品。	口蜜類は純正品、砂糖入り。
2	蜜	2等 (注.4)	1蜜類は蜂蜜や蜜に外国産の砂糖は半量未満に配合され、2蜜類は純正品と砂糖の配合品、3蜜類は純正品による配合品。	1蜜類は純正品と砂糖の配合品、2蜜類は純正品と砂糖の配合品、3蜜類は純正品と砂糖の配合品。	片蜜類は純正品と砂糖の配合品、2蜜類は純正品と砂糖の配合品、3蜜類は純正品と砂糖の配合品。	1蜜類は純正品、2蜜類は砂糖入り、3蜜類は砂糖入り。
3	蜜	3等 (注.4)	1蜜類は純正品、2蜜類は純正品と砂糖の配合品、3蜜類は純正品と砂糖の配合品。	1蜜類は純正品と砂糖の配合品、2蜜類は純正品と砂糖の配合品、3蜜類は純正品と砂糖の配合品。	片蜜類は純正品と砂糖の配合品、2蜜類は純正品と砂糖の配合品、3蜜類は純正品と砂糖の配合品。	1蜜類は純正品、2蜜類は砂糖入り、3蜜類は砂糖入り。
4	蜜	4等 (注.4) 備考 (注.4)	1蜜類は純正品、2蜜類は純正品と砂糖の配合品、3蜜類は純正品と砂糖の配合品、4蜜類は純正品と砂糖の配合品。	1蜜類は純正品と砂糖の配合品、2蜜類は純正品と砂糖の配合品、3蜜類は純正品と砂糖の配合品、4蜜類は純正品と砂糖の配合品。	片蜜類は純正品と砂糖の配合品、2蜜類は純正品と砂糖の配合品、3蜜類は純正品と砂糖の配合品、4蜜類は純正品と砂糖の配合品。	1蜜類は純正品、2蜜類は砂糖入り、3蜜類は砂糖入り、4蜜類は砂糖入り。

Fig. 5. $\log_{10}$ of the number of *Salmonella* per gram of feed versus time (h) for the control and the treated groups. The control group was not exposed to the disinfectant and the treated group was exposed to the disinfectant for 10 min. The data were obtained from the experiment described in Fig. 4.

中野村の村は、調査区南端のF-3-6、G-5-6ポイントに位置し、北東約300mには黒川川沿いに、西端約200mには第4号国道路が通達している。但し、この道路は調査のためすでに消失しており、北西にカーブした道を走り、土地区によって隔られている。また、この道路は通達時の状況が異しく、遺存状態は極めて悪い。

平高野に分布するが、越冬する種中、1～2種より、方眼あるいは高方野を好んでいるものと見られる。産卵は産卵方眼(2.5m²)、東西方眼に4.5m²まで開



- 【問】：問編題1番 $\alpha = \frac{1}{2}\pi$ の時、問の値を求めよ。

Figure 5. Schematic diagram of the proposed system.

る。

壁は北壁及び北・南壁の一部が残存しており、それぞれ高さ20cm・30cm・120cmある。北壁は残存する各壁下に埋められるが、北壁及び南壁が基礎から造られている。幅11cm・22cm・深さ10cm・50cmある。また、西壁下壁際の10cm内側には、別の壁面が造営中で残っている。外側に北へ傾が強く、22cm・45cmある。そこでは基礎の隅や壁を基礎の立ち上がり等は、確認できなかった。

北壁は通水溝を埋り込んで埋置されている。北側の壁面では、西壁に向かってゆるやかに傾斜しているが、北面に傾斜を受けている。

キップ・貯蔵穴等の施設に認められなかったが、壁にはP₁～P₄の4つの点検窓が設けられた。P₁は平面形状をなし、深さ20cmあり、壁よりやや突出の形状が凸出している。P₂は幅60cmの円形をなし、深さは12cmあり、やや北に傾いた形状をしている。P₃は幅20cmの円形をなし、深さは4cmと浅く、深さは平床である。P₄は北西コーナー下の壁面内にあり、平面形状をなし、深さは60cmある。P₅は西壁下内側の壁面内にあり、幅20cmの円形をなし、深さは20cmある。

出土品物は比較的少なく、河床で出土したのは前記した瓦片瓦頭1だけである。また、西壁下の壁面上部より、比較的大きな片断形の河原石が2箇所出土している。



第22図 第5号住居址出土建物

〔大宮市史〕

第8図 第5号住居址出土遺物類写真

番号	品名	出 所	形状・発見状況の概要	遺 留 物 の 特 徴	出土・発見	備 考
1	河原石	北壁及び北・南壁	河原石の片断。1枚は北壁の北側にあり、1枚は南壁の南側にあり。1枚は北壁の南側にあり、1枚は南壁の北側にあり。1枚は北壁の南側にあり、1枚は南壁の北側にあり。	河原石の片断。1枚は北壁の北側にあり、1枚は南壁の南側にあり。1枚は北壁の南側にあり、1枚は南壁の北側にあり。1枚は北壁の南側にあり、1枚は南壁の北側にあり。	北壁及び北・南壁	河原石の片断。1枚は北壁の北側にあり、1枚は南壁の南側にあり。1枚は北壁の南側にあり、1枚は南壁の北側にあり。1枚は北壁の南側にあり、1枚は南壁の北側にあり。

第6号住居址（第23・24図、図版8）

北壁址は、調査区東端のローソ・リ・ミ・グリップに設置する。北東約4.5mには第7号住居址、北西約7.5mには第8号住居址が記録されている。住居址の北壁は調査区外であるため形状は不明である。また住居址の南壁上面を第22号住居址より掘られ、住居址の西壁が第15号土壁を穿っている。

正確方位はN・100°・南をとり、平面図は不明であるが、壁やコーナー部の形状より、方位あるいは長方形を呈するものと考えられる。深淵は北方向4.0m、南方向4.0mまで掘れる。

壁に北に立ち上がり、壁高は北壁で8cm、西壁で20cm、南壁で14cmある。壁面は壁下すべてに認められ、幅10・20cm・深さ10・15cmある。

南壁は通水溝を埋り込んで埋置しており、ホームブロックを多数に含む。

部など（圖15）による結果である。長方形の壁で、ほぼ半円であるが、両方に隅丸が見られる。

貯蔵穴は西の壁の下部をアーケー付壁に造設されている。一個調査区外にかかっているため、平面形は不明である。深さは20cm以上あり、壁土中に多数の焼土粒と灰化粒が見られる。

ピットは3ヶ所検出されている。このうち焼土の観察から本図16時に伴うと考えられるものはP₁・P₂のみである。P₁はその位置から主貯穴と考えられ、円形を呈し、深さに10cmある。P₂はP₁の北中央部に位置し、平面形は矩形形を呈し、深さは10cmある。P₃はその壁土中に浅間山系火砕石を多く含み、本図16時の焼土中より確認できた。

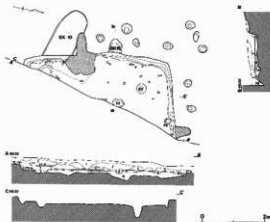


図6 第6号住居土層断面

- 1層：焼土焼灰土層（ローンプワック・ローム粒子を多数に含む。焼物・しまりともない）
- 2層：焼土焼灰土層（ローンプワックを多数に含む。焼物に富み、しまりはない）
- 3層：焼土焼灰土層（ローンプワック・ローム粒子・焼土粒子・灰化粒子を多数に含む。焼物・しまりともない）
- 4層：焼土焼灰土層（ローンプワックを多数に含む。焼物はなく、しまりを含める）
- 5層：焼土焼灰土層（厚さ10cmのローンプワックを多数に含む。焼物はなく、しまりを含める）
- 6層：焼土焼灰土層（厚さ10cmのローンプワックを多数に、厚さ10cmの焼土焼灰土層を多数に含む。焼物・しまりともない）

図2106 第6号住居址

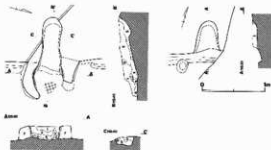
カマド
(第24図、図説
Ⅱ-2)

西向きは地下半面に出、東面からの深さは約一mある。両方に竈門が設け、中央部が竈に充てられている。

カマドは西側中央よりやや南寄りに位置する西カマドと、但馬は通説以前に破壊された北壁の北カマドの二ヶ所発見された。

西カマドの南端方位は又一101°をとり、北壁は長さ124cm・幅88cmを測る。竈に使用の上に竈口包れと(第7層)を焼き上げて構築している。炉底部は不整と法は同じで、高く盛り起している。煙出し部は煙を導すが、煙の位置とは一致せず、やや西側に位置する。煙道部は形骸の傾斜によって45cm程度傾斜へ通じ、その傾斜は15cm程度低くなり、ゆるやかに立ち上がっている。西カマドの竈口は竈口の南側に於ける傾斜上に、奥化壁が分布している。

北カマドは煙道部の竈口していた。煙道部の断面は長さ82cm・幅88cmを測る。西カマドに比較的多い。土器はすべて小断面となり、行同法を築き出す土器としているが、西の傾斜は出土土器に比べ、全体的に古い形制を示す。(高田工物)



第4号住居跡カマド土器説明
(西カマド)

- 1層：砂質粘土土層（ハーム砂子・粘土砂子・泥炭砂子・粘土砂子を混雑させ、粘粉に密み、しもちを有する）
- 2層：砂質粘土土層（ハーム砂子・粘土砂子を有し、粘粉に密み、しもちを有する）
- 3層：砂質粘土土層（粘土砂子を多量に有しハーム砂子・泥炭砂子を混雑させ、粘粉に密み、しもちを有する）
- 4層：褐色土層（泥炭砂子を多量に、粘土砂子を混雑させ、粘粉に密み、しもちがない）
- 5層：砂質粘土土層（粘土砂子・ハーム砂子・ハーム砂子を混雑させ、粘粉に密み、しもちを有する）
- 6層：砂質粘土土層（粘土砂子を多量に、泥炭砂子・ハーム砂子を混雑させ、粘粉に密み、しもちを有する）
- 7層：砂質粘土土層（砂質粘土土層を多量に、粘土砂子を混雑させ、粘粉に密み、しもちを有する）

(北カマド)

- 1層：砂質粘土土層（粘土砂子を多量に、ハーム砂子を混雑させ、粘粉に密み、しもちを有する）

第24図 第4号住居跡カマド



図8 図6号住居址出土遺物

図9 図6号住居址出土遺物観察表

番号	品名	図 号	形状・断面形状の特徴	表面装飾の特徴	土色・包埋	備 考
1	器	1器 1断面	口縁部は直方体に作製され、胴部は器身、口縁部との間に凹凸状の溝による装飾を施す。	口縁部はツツリ、胴部外周上部は器身の横へラツツリ、器身内周縁は1筋によるツツリ。	赤褐色・黄褐色 器 灰褐色 断面 灰褐色	口縁部は直方、断面は、
2	器	口器 1断面	口縁部はゆるやかな傾斜があり、胴部は器身、外周には傾斜した上による装飾を施す。	口縁部内周縁とも傾斜した上による器身のツツリ。	赤褐色・黄褐色 断面 灰褐色 器 灰褐色	口縁部は直方、断面は、
3	器	1器 1断面	口縁部はやや短く傾斜する、外周は器身と傾斜した上による装飾を施す。内周はツツリ、外周は器身の傾斜した上による装飾を施す。	口縁部はツツリ、胴部外周は器身の横へラツツリ、器身内周縁はツツリによるツツリ。	赤褐色・黄褐色 断面 灰褐色 器 灰褐色	口縁部は直方、断面は、
4	器	断面 1断面	口縁部はやや短く傾斜する、外周は器身と傾斜した上による装飾を施す。内周はツツリ、外周は器身の傾斜した上による装飾を施す。	口縁部はツツリ、胴部外周は器身の横へラツツリ、器身内周縁はツツリによるツツリ。	赤褐色・黄褐色 断面 灰褐色 器 灰褐色	口縁部は直方、断面は、
5	器	1器 1断面	口縁部は直方体に作製され、胴部は器身、口縁部との間に凹凸状の溝による装飾を施す。	口縁部はツツリ、胴部外周は器身の横へラツツリ、器身内周縁はツツリによるツツリ。	赤褐色・黄褐色 断面 灰褐色 器 灰褐色	口縁部は直方、断面は、
6	器	1器 1断面	口縁部は直方体に作製され、胴部は器身、口縁部との間に凹凸状の溝による装飾を施す。	口縁部はツツリ、胴部外周は器身の横へラツツリ、器身内周縁はツツリによるツツリ。	赤褐色・黄褐色 断面 灰褐色 器 灰褐色	口縁部は直方、断面は、

図7号住居址 (第26・27図、図版9・10)

本住居址は、調査区中央の第4・5・1-4・5グリッドに位置する。南北両側約3mには第7号住居址、東西両側約4.5mには第8号住居址、北西側約3.5mには第9号住居址が密接している。住居址の北東隅は調査のためすでに掘削して

いるが、遺方部より本佐野氏の発掘面の概略を採録している。尚、本佐野氏の報告も遺方部の概略が著しく、その概略は容易でなかった。

東軸方位は $N-135^{\circ}$ 東多より、西軸方位は不明であるが、3坑穴の配置から推測すると、おそらく方位を呈していると考えられる。幅は北西―南東方向 $8.7m$ ・西西―北東方向は $3.4m$ まで測れる。

壁はほぼ垂直なみに立ち上がり、壁高は西側で $15m$ 、南東で $4m$ 、北西側で $4m$ に達する。壁面は残存する西側壁・南東壁・北西壁すべてに認められる。幅 $10m-20m$ 、厚 $3m-5m$ ある。

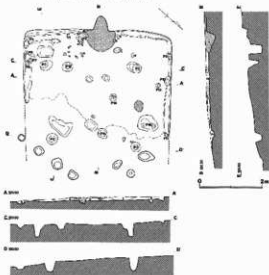


図7 7号住居址土層断面

- 1層：西側の土層（ローム層）を多く含む。炭化跡や木炭の遺物、焼物に富み、しきりをみせる。
- 2層：南東側の土層（炭化跡を多く含む）。ローム層やローム層の遺物を多く含む。焼物に富み、しきりをみせる。
- 3層：南東側の土層（ローム層）を多く含む。ローム層の遺物を多く含む。焼物・しきりをみせる。

図26 図7 7号住居址

埋蔵は基本図面の中に明示され、比較的堅固である。埋蔵面半分は露出しているための不図であるが、横断面ではほぼ水平で、中央部が窪み込んでいる。

貯蔵穴はコマド西側壁で、コーナー付近に設置されている。平面図は長方形を呈し、深さは約4mあり、南西から西側壁にかけてテラスを削っている。

ピットは惣厨北側の壁内より15cm西、端部部分より1m前後掘られている。このうち、壁との距離から惣厨北に伴うものと考えられるものは、図-14のピット所である。ピットは上3層で、深さにそれぞれ35cm・45cm・45cm・35cmある。図-14は惣厨平満内であり、いづれも円形を呈し、比較的小さく浅い。北は壁の土壁に位置し、やや大きく土圧状を呈する。掘り込みはしっかりしており、深さは14cm・20cmあり、底面は平直でピット底の掘り込みがより際立っている。

炉は上記ピット・ピット端の南上のほぼ中央に位置し、深淵を若干配り囲めた形状である。円形を呈し、径深は35cm・30cmを測る。

コマドは南西壁中央に位置し、土版方位はN-10°E-10°Wとなり、横断は長さ112cm・幅35cmを測る。炉は掘り方を南西上（惣厨壁）で埋めた上に、神倉色粘土（第

図 7 惣厨北側コマド土版説明
(断面図、図版
10-2)
カ マ ド
(断面図、図版
9-2)

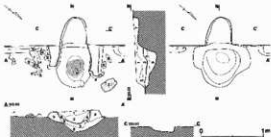


図7 惣厨北側コマド土版説明

- 1層：惣厨北と壁（図-14）ピット・コマド・グロブを埋蔵する。
- 2層：惣厨北と壁（コマド・グロブを埋蔵する。埋蔵ピットを埋蔵する。
- 3層：惣厨北土版（図-14）埋蔵するピット・コマド・グロブ・惣厨土版を埋蔵する。
- 4層：惣厨北土版（コマド・グロブを埋蔵する。）を埋蔵する。
- 5層：惣厨北土版（コマド・グロブ・惣厨土版を埋蔵する。惣厨・コマドともない。）
- 6層：惣厨北土版（惣厨土版・コマド・グロブを埋蔵する。惣厨にのみ、コマドを埋蔵する。）
- 7層：惣厨土版（コマド・グロブを埋蔵する。惣厨土版を埋蔵する。）
- 8層：惣厨土版（惣厨土版・コマド・グロブを埋蔵する。惣厨土版・惣厨土版を埋蔵する。）
- 9層：惣厨北土版（惣厨北土版・惣厨土版を埋蔵する。コマド・グロブを埋蔵する。）

図7 惣厨北側コマド

[illegible]

DOI: 10.1002/for

中東地区は、調査地の北緯約21°・31°・37°・39°・41°に位置する。南緯約35°には国境が伸び、南緯約7°には赤道が位置している。住居地の南緯コーナー部及び中央部、現代の森林の北緯部（熱帯雨林・熱帯季風）によってそれぞれ知られている。住居地は自然に保護されているため、その家畜はすでに絶滅しているが、調査する望遠鏡が四方の範囲あり、ある程度その調査が可能である。

東端方位は、 100° 程度であり、平均傾斜不明であるが、西端方位は、 20° 程度であり、傾斜不明である。傾斜は東西方向約 4.2° 、南北方向 3.45° である。

鹽は青酸のみ残存しており、塩酸からの臭気は強弱を異なり、濃縮済みにも多少ある。乾燥中、水酸・青酸・硫酸下に認められたが、乾燥中は部分的に溶解し、

形跡も一様でない。幅 $5\text{cm} \sim 24\text{cm}$ 、深さ 5cm を越える。

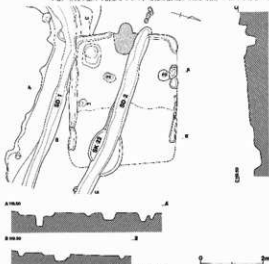
底面は基本瓦葺き葺中にバームブロッを多数包含し時時発色した塊を散りして配置されている。葺き葺き部分の境域として不明であるが、西の部ではやや東に向けて傾斜している。

貯蔵穴はカマド直下の西コーナー付近に設置されている。この箇所は瓦葺きをもった土台部分を望し、深さは 32cm あり、東にパイプを穿している。

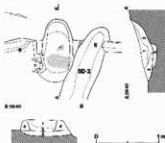
ピットは色笠室内より西へ所望されている。南壁に貯蔵穴での施設と考えられるものはない。いずれも門扉を望し、西向きが P_1 が 16cm ・ P_2 が 5cm ・ P_3 が 28cm ある。

カマド
(第10図、図説
11-2)

カマドは西壁の北は中央に設置する。北壁方位は概一 10° 程度となり、場所は長さ 100cm 幅 73cm を測る。底を 34cm 掘り込んで構築している。壁は掘り方を時表板の上(第5層)で、北は床面レベルまで掘り戻した上に、西向きは概二(第4層)を掘り上げて構築しており、右壁に掘削溝(第3層の溝)によって区別されて



第29図 第1号住居址

[illegible]

そのため不調であるが、左腕にその支那に土神様が宿るとして腕の保護にしている。痛風性には常より「お慰め」く、神聖によく焼けている。痛風は常に時節を誤らせず、風濕症は強く来るやみにあふれとがる。

以上を要約し、結果の存在状態を反映して、非常に少量であり、指示できるものにとらえて結果値に付与してあったと、門閥間の隔ちによる偏見した観念での誤解だけである。



圖 10-1-1 圖 10-1-2 圖 10-1-3 圖 10-1-4

圖 11-10 圖 11-9 的續

[illegible]



● 1999年10月1日起，凡在境内销售货物的单位和个人，无论是否属于增值税的纳税人，均应按销售额的一定比例向购买方收取增值税。

圖 13-2-1 仰光三十三間堂佛身圖解

[illegible]

第2章 土 城

調査区より抽出された土城は、全部で22基を数える。これらは平面形・断面・掘土の状態より、以下の各級に分類することができる。

土城の分類

- ・A級 断面が円形（縦長の長方形を呈し、長軸が短軸の2倍以上のもの。掘土はホームブロックを比較的多く含む黒褐色土を主体とする。） 図1・2・3・4・5・10・11・12・13・14・22号土城
- ・B級 断面が長方形（やや円形の長方形を呈し、長軸が短軸の2倍以上で、掘土はホームブロックを均一に含む暗褐色～黒褐色土を主体とする。） 図6・15号土城
- ・C級 断面が長方形（やや円形の長方形を呈し、長軸が短軸の2倍以下のもので、掘土はB級より小さい。掘土はホームブロックを均一に含む暗褐色土を主体とする。） 図7号土城
- ・D級 断面が円形（内型のみ、円・長円形を呈するものがあるが、ここでは一括してあつちう。掘土はすべて1cm程度である。掘土はホームブロックを均一に含む暗褐色～暗褐色を主体とする。） 図8・9・16・20・21号土城
- ・E級 断面が円形（長方形を呈し、掘土はD級以下とかなり小さい。掘土はホームブロックを多く含む黒褐色土を主体とする。） 図10号土城
- ・F級 断面が円形（掘土は黒褐色～黒褐色を均一に含むもの。） 図17・18号土城

以上のように大抵20～30cm程度に分類したが、さらに細分することも可能である。しかし本調査区では掘土状態の問題もあり、それを行なうには調査区全体の土城をも掘土調査などを行なう必要がある。ここでは土城・掘土の掘土に主眼があるため簡便ではあるが、以下各級ごとに説明を行なう。（図19参照）

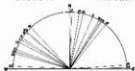


図23 土城長軸方向比較図

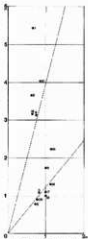


図24 土城断面比較図

A 類

第1号土城（第33図、図説12）

本土城は調査区西端のロー・モ・グリーツに位置し、北西から西東へ下る傾斜面に築かれており、富1号性遺跡を覆っている。

長軸方位はN—E—Wをとり、平面形は細長い長方形を呈すが、各コーナー部は丸角が深い。規模は長径5.42m・短径4.6mを測り、深さは北西隅で7m・中央部で14m・南東隅で3mある。壁は比較的ゆるやかに立ち上がり、南西は半円状の断面に沿って傾斜している。

壁土は3層に分かれる。第1層：黒褐色土層（粘土—2cmのローム粒を多数に、粘土—2cmのロームブロックを含む、粘性・しまりともない） 第2層：黒褐色土層（粘土—1cmのロームブロックを多数に含む、粘性が弱み、しまりも富する。） （大橋 製）

第2号土城（第34図、図説12）

本土城は調査区西端のロー・モ・グリーツに位置し、北東約60mには第3号土城・前西側1.4mには第5号土城が連続している。

長軸方位はN—E—Wをとり、平面形は細長い長方形を呈す。規模は長径3.85m・短径3.0mを測るが、北西隅付近に窪み深くなっている。深さは北西隅で11m・中央部で12mを測測で13mある。壁は比較的ゆるやかに立ち上がり、北東部中央ではオーバーハングしている。南西は凹隅が見られ、断面に沿って傾斜している。

壁土は3層に分かれる。第1層：黒褐色土層（ローム粒を多数に、ロームブロック・炭化粒子を含む、粘性・しまりともない） 第2層：黒褐色土層（ロームブロックを多数に含む、粘性・しまりともない） 第3層：黒褐色土層（ローム粒子・竹炭粒子を多数に含む、粘性・しまりともない。） （西本内作）

第3号土城（第35図、図説12）

本土城は調査区西端のロー・モ・グリーツに位置し、北西約4.5mには第4号土城、南東約4.4mには第5号土城が連続している。

長軸方位はN—E—Wをとり、平面形は細長い長方形を呈すが、南西隅に比べ北西隅はやや狭くなっている。規模は長径3.22m・短径2.7mを測り、深さは1.6mある。壁は比較的ゆるやかに立ち上がるが、南東隅中央でオーバーハングしている。南西はやや凹隅が見られる。

壁土は3層に分かれる。第1層：黒褐色土層（粘土—1cmのロームブロック・ローム粒子を多数に、炭化粒子を微量含む、粘性はなく、しまりを有する。） 第2層：黒褐色土層（炭化粒子を多数に、ローム粒子を微量含む、粘性・しまりともない。） （大橋 製）

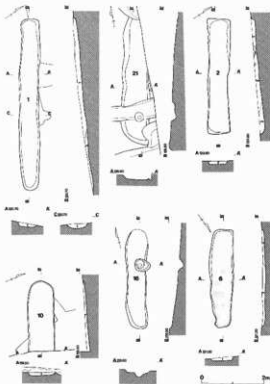


图36 土城(1)

第9号土坑（第34図、図版12）

本土坑は調査区西端部のB-1・C-1グリッドに位置し、第2号土坑付近を挟んでいる。東西約3.5mには第2号土坑、北東約3.5mには第1号土坑、東西2.0mには第1号土坑が定跡している。調査区に一部しかかかっていないため内容は不明であるが、形態及び土質の類似性よりA型に属すると思われる。

長軸方位はN-70° Wをとると思われる。底境は埋没約40cm、長径は約6mまで測れる。壁は比較的急に立ち上がり、底は平直で、北端から南端に向けて斜面上昇して傾斜している。西、北北西端の底面より10cm程の河原石が1層散らしている。

層土は単一層である。第1層：灰褐色土層（径1-2cmのボーム粒を多く含む。砂質・しまりともない）（図版 表）

第10号土坑（第35図、図版12）

本土坑は調査区東部のB-1・C-1グリッドに位置し、第2号土坑北東を挟んでいる。北西約6mには第1号土坑が定跡している。調査区は調査区外であるため内容は不明であるが、形態及び土質の類似性からA型に属すると思われる。

長軸方位はN-70° Wをとると、平面形は細長い長方形を呈すと見られるが、北西端は丸くなっている。北端は埋没約50cm、長径は約3.5mまで測れる。南端は東端端で3cm、南東端で40cmある。壁にゆるやかに立ち上がる。底面はやや凹凸が見られ、斜面に沿って傾斜している。

層土は単一層である。第1層：灰褐色土層（径1-7cmのボームブロック、径1-7cmのボーム粒を多量に含む。砂質に富み、しまりはない）（図版 表）

第11号土坑（第36図、図版12）

本土坑は調査区東端部のB-1・C-1グリッドに位置し、北東約2.5mには第1号土坑、北西約4.5mには第1号土坑が定跡している。調査区に北西端が一部しかかっているだけなので内容は不明であるが、形態及び土質の類似性より、A型に属すると思われる。

長軸方位はN-70° Wが一面傾斜をとると思われる。北端は埋没約60cm、長径約6mまで測れる。深さは10cmある。壁は一部急な所もあるが、全体的にややゆるやかに立ち上がる。底面はやや凹凸が見られ、斜面に沿って傾斜している。

層土は単一層である。第1層：灰褐色土層（ボーム粒を多量に含む。ボームブロックを散ら含む。砂質・しまりともない）（図版表裏）

第12号土坑（第37図、図版12）

本土坑は調査区南東部のD-1・E-1グリッドに位置し、北東約2.5mには第11号土坑、南西約4.5mには第11号土坑が定跡している。全坑は平直であるが、形態及び土質の類似性から、A型に属すると思われる。

長軸方位はN-70° Wをとると、平面形は細長い長方形を呈するものと思われる。北端は埋没約60cm、長径は約4mまで測れる。深さは20cmある。壁は比較的急に立

も上がり、北面はやや内凹が認められ、前面に沿って傾斜している。

覆土は2層に分かれる。第1層：黒褐色土層（ローンプロック・ローム粒子を多数に含む。植物・しまりともない） 第2層：黒褐色土層（ローンプロックを多数に、ローンプロックを多数含む。植物に富み、しまりを有する。）（大貫敏久）

第19号土城（第34図、図説13）

本土城は調査区北東端のローンプロックに位置し、西幅約3.5m には惣堀けと堀が連続している。全容は不明であるが、惣堀及び堀上の傾斜地より、A層に属すると考えられる。

長軸方向はN—S—W位傾斜多と思われる。惣堀に惣堀1m、最狭は約0.5mで開れる。深さは1.8mある。堀はややゆるやかに立ち上がり、北面は凹色が認められ、前面に沿って傾斜している。

堀土は第1層である。第1層：黒褐色土層（ローム粒子を多数に、ローンプロックを均一に含む。植物、しまりともない）（大貫敏久）

第18号土城（第35図、図説13）

本土城は調査区北東端のローンプロックに位置し、西幅約3.5m には第18号土城、東幅3.5m には惣堀号土城、南幅2.8m には第22号土城が連続している。土城の堀は前面のためすでに埋没しているが、堀跡より探掘は可能である。また西壁の一部をゼットによって知られている。

長軸方向はN—E—W位になり、平面形に縦長いやや不整の長方形を呈すが、東端は尖角を有している。堀跡は最狭約3m、短径約0.5m—1.5mを測り、深さは2.5mある。堀は比較的ゆるやかに立ち上がり、北面は平気で、前面に沿って傾斜している。

堀土はローンプロックを多数に含む黒褐色土を主成分としている。（惣河内昭彦）

第21号土城（第36図、図説14-1）

本土城は調査区北東端のローンプロックに位置し、北幅約0.5m には第17号土城、西幅約3.5m には第22号土城が連続している。土城の前面は惣堀の惣堀跡（第1号堀、第2号堀）によって切られ、また北東端は調査区外へをかつている。

長軸方向はN—E—W位となり、平面形に縦長いやや不整の長方形を呈すとされる。堀跡は最狭約2m—3.5m、長径は約0.5mで開れる。深さは2.5m—3.5mある。堀はゆるやかに立ち上がり、北面は平気で前面に沿って傾斜している。

堀土はローンプロックを均一に含む黒褐色土を主成分とする第1層である。

（惣河内昭彦）

9. 堀

第1号土城（第36図、図説12）

本土城は調査区南端のローンプロックに位置し、惣堀号土城の北西コーナー部と堀を有している。北東幅約3.5m には第14号土城、南東幅4.5m には惣堀号土

延が連続している。断面は造成時の傾斜が著しく、遺存状態はあまり良くない。

長軸方向は $35-31^{\circ}$ 一帯をとり、短軸は長径174cm、短径100cmを測り、深さは19cmある。壁はゆるやかに立ち上がり、断面は比較的平坦である。

覆土は単一層である。第1層：暗褐色土層（径1-3mmのロームブロックを均一に、炭化粒子、赤色粒子を微量含む。粘性、しまりを有する。土層増入）

第18号土坑（第36図、図版12）

本土坑は調査区北東端の $8-3-4$ 、 $1-3-4$ グリッドに位置し、南西から北東に向って下る斜面上に立地している。東西1.3mに第18号土坑が連続している。

長軸方向は $30-10^{\circ}$ 一帯をとり、平面形は長方形を呈すが、北西壁はやや丸味を帯びる。短軸は長径23cm、短径13cmを測り、深さは22cm-30cmある。壁は垂直なみに立ち上がり、断面は水平で平坦である。

覆土は4層に分かれる。第1層：暗褐色土層（径1-3mmのローム粒子を均一に、径2-3mmのロームブロックを微量含む。粘性、しまりともない）第2層：暗褐色土層（径2-3mmのロームブロックを均一に含む。粘性はなく、しまりを有する）第3層：黄褐色土層（径2-15mmのロームブロックを多量に含む。粘性、しまりともない）第4層：暗黄褐色土層（径2-3mmのロームブロックを多量に含む。粘性、しまりともない）（土坑内傾斜）

B. 堀

第2号土坑（第36図、図版12）

本土坑は調査区南端の $2-1$ グリッドに位置し、南西側の5mには第2号土坑、北西1.3mには第4号土坑が連続している。

長軸方向は $30-30^{\circ}$ 一帯をとり、平面形は略長方形を呈し、短軸は長径108cm、短径85cmを測り、深さは25cmある。壁は比較的急に立ち上がるが、北西壁はオーバーハングしている。断面は平坦であるが、北側がやや狭くなっている。

覆土はロームブロックを均一に含む暗褐色土を主体としている。（町田勝男）

C. 堀

第3号土坑（第36図、図版12）

本土坑は調査区南端の $8-3-6$ グリッドに位置し、北東側1.4mには第2号土坑、南西50cmには第1号土坑が連続している。上面に造成時の傾斜を受けており、遺存状態は悪い。

長軸方向は $30-30^{\circ}$ 一帯をとり、平面形は長方形を呈す。短軸は長径78cm、短径72cmを測り、深さは15cmある。壁は北西壁が垂直なみである他はすべてをなだらかに立ち上がり、断面は平坦を呈す。

覆土は単一層である。第1層：茶褐色土層（径1-3mmのロームブロックを均一に、炭化粒子、赤色粒子を微量に含む。粘性に富み、しまりはない）

（岡本由佳）

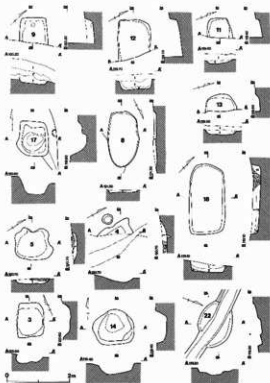


图36 土壤(2)

第7号土城（第37図、図説12）

本土城は、調査区南側のJー3 グリッドに位置し、北西側4.6m には第8号分土城、南側3.3m には第4号土城が連続している。第4号土城近辺の中央部を切っており、土城南西隅の一部を後述のビットによって切られている。

長軸方向はNー30°Eをとり、平面形は不規則形状を呈す。総長は長径178.5cm、短径61cmを測り、深さは2～5cmある。

西側壁はほぼ垂直に、北東壁はゆるやかに立ち上がる。断面は2/3内が直しく、斜面に沿って傾斜している。

層土は黒色粘土を多量に、ローム砂子、ロームブロック、赤色砂子などが含まれる茶褐色土を主体としている。（本河内産）

第14号土城（第38図）

本土城は調査区中央のJー5ー6 グリッドに位置し、南西側8.3m には第8号土城が連続している。

長軸方向はNー30°Eをとり、平面形は不規則形状を呈す。総長は長径131cm、短径111cm を測り、深さは22cm～33cmあり、北西隅がやや深くなっている。壁は北西隅がゆるやかなのに比べ、南東壁はゆるやかに立ち上がる。断面は丸く湾い。

層土はロームブロックを多量に含む暗茶褐色土を主体としている。（池内内産）

第20号土城（第39図、図説14）

本土城は調査区北西側のQー16 グリッドに位置し、南東側2.8m には第19号土城が連続している。

長軸方向はNーWをとり、平面形は不規則形状を呈す。総長は長径176.5cm、短径63cmを測り、深さは2～8cmある。

面は水平であるが北西隅がやや深くなっている。

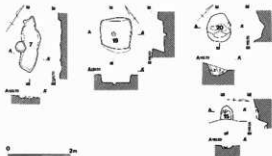
層土は4層に分かれる。第1層：暗褐色土層（ローム砂子を微量含む。粘性に富み、しまりはない） 第2層：暗褐色土層（径1～4cmのロームブロックを多量含む。粘性、しまりともない） 第3層：褐色土層（ローム砂子を多量含む。粘性に富み、しまりはない） 第4層：褐色土層（径3cmのロームブロックを多量含む。粘性、しまりともない）（池内内産）

第22号土城（第40図、図説14）

本土城は調査区北東部のJー2ー3 グリッドに位置し、北側1.9m には第18号土城、東側3.3m には第21号土城が連続している。第3号土城近辺の傾斜方を受けて傾斜されているが、土城中央を假想溝（溝2断面）によって切られている。

長軸方向はNー30°Eをとり、平面形は扇形を呈す。総長は長径220cm、短径112cmを測り、深さは5cm～14cmある。壁は北端隅部に立ち上がり、断面は平坦で斜面に沿って傾斜している。

層土はロームブロックを微量含む暗褐色土を主体としている。（池内内産）



第37図 土器(3)

D種

第15号土器 (第37図、図版11)

本土器は調査区中央東端のB-1ポイントに位置し、全長86cmにはA型の第10号土器が密着している。土器の表面を十分掘り出し観察によって知られているため、全体に不明である。

長軸方向はN-100°E前後をとり、平面形は長円形を呈すると認められる。底径は約48cm・長径は53cmまで掘れ、深さは7cmある。壁にゆるやかに立ち上がり、底面は平削である。

壁土は平・傾である。粘土層：黄褐色土層（約5cm厚位のロームブロック、径1〜2cmのローム粒を多量に含む、粘性・しまりともない）

内、本土器の底面よりはば碗形の浅盤面が底面に接して口縁を上にのけた状態で倒立しており、本土器の形状を知らしている。 (調査員記)

E種

第17号土器 (第38図、図版11)

本土器は調査区東端のB-1ポイントに位置し、全長81cmには第34号土器、底径86cmには第10号土器が密着している。

長軸方向はN-100°Eをとり、平面形は方形を呈し、底径は長径118cm・短径100cmを測り、深さは25cmある。壁は比較的に立ち上がり、中位にアクスを有する。底面はやや傾く、平削である。

壁土は浅盤山系土層を均一に含む黄褐色土を主成分としており、本土器はA型の底下に底の所屬と考えられる。 (宮内内閣蔵)

第19号土城（第17図、図版14-1）

本土城は調査北西角のP-13・Q-13グリッドに位置し、北西側は3mには第20号土城が近接している。

長軸方向はN-20° 近き方向、平面形は1m×1mのやや不整な方形を呈する。壁は4cm-20cmある。壁は比較的急に立ち上がるが、南西隅はゆるやかにカーブ・バンドしている。底面は水で平直であり、中央にホットを有する。

南土は基本第1層を主体とし、また南土中よりピス・ル壁が露出していることから、本土城はかきり使代に近い時期の所産と考えられる。（宮内庁考古）

第17図 土城
出土遺物



第18図 土城出土遺物断面表

番号	品名	通 用	形状・主要部分の寸法	調査・出土の経緯	出土・位置	備 考
1	土 器	土 器	土城壁にゆるやかに存在する。17号土城より、南側の壁を掘り下げるに よる露出の壁がある。	土城壁にゆるやかに存在する。17号土城より、南側の壁を掘り下げるに よる露出の壁がある。	土城壁にゆるやかに存在する。17号土城より、南側の壁を掘り下げるに よる露出の壁がある。	17号土城より、南側の壁を掘り下げるに よる露出の壁がある。
2	土 器	土 器	土城壁にゆるやかに存在する。17号土城より、南側の壁を掘り下げるに よる露出の壁がある。	土城壁にゆるやかに存在する。17号土城より、南側の壁を掘り下げるに よる露出の壁がある。	土城壁にゆるやかに存在する。17号土城より、南側の壁を掘り下げるに よる露出の壁がある。	17号土城より、南側の壁を掘り下げるに よる露出の壁がある。
3	土 器	土 器	土城壁にゆるやかに存在する。17号土城より、南側の壁を掘り下げるに よる露出の壁がある。	土城壁にゆるやかに存在する。17号土城より、南側の壁を掘り下げるに よる露出の壁がある。	土城壁にゆるやかに存在する。17号土城より、南側の壁を掘り下げるに よる露出の壁がある。	17号土城より、南側の壁を掘り下げるに よる露出の壁がある。
4	土 器	土 器	土城壁にゆるやかに存在する。17号土城より、南側の壁を掘り下げるに よる露出の壁がある。	土城壁にゆるやかに存在する。17号土城より、南側の壁を掘り下げるに よる露出の壁がある。	土城壁にゆるやかに存在する。17号土城より、南側の壁を掘り下げるに よる露出の壁がある。	17号土城より、南側の壁を掘り下げるに よる露出の壁がある。
5	土 器	土 器	土城壁にゆるやかに存在する。17号土城より、南側の壁を掘り下げるに よる露出の壁がある。	土城壁にゆるやかに存在する。17号土城より、南側の壁を掘り下げるに よる露出の壁がある。	土城壁にゆるやかに存在する。17号土城より、南側の壁を掘り下げるに よる露出の壁がある。	17号土城より、南側の壁を掘り下げるに よる露出の壁がある。

第3節 土層堆積址

土層堆積址とは、従来「埋木塚」「サーモヤウダ土塚」などと呼称されていたものであるが、すでに筑前町松尾の深町辺跡の発掘調査において、これらは自然崩壊が堆積したもので、その地層は「深町土層」であることが明らかにされている（松本 2001）。本遺跡の調査では、この種の遺構に関して深町辺跡の調査で行われた平面における土層観察という手法の妥当性を認め、両者の境界を定めたところ、深町辺跡と同じ現象が認められたため、その調査書で鈴木敏雄氏が命名された「土層堆積址」という名称を用いることにした。（尚、発掘部のスクリンターンで取った部分は「堆積土層部」を示し、その指示は第3回の発掘土層と一致させている。その他の部分は「二次堆積土層部」を示し、キップを付けたものは調査を示す。また、各所の名称はすべて「深町・松井内遺跡」に記している。）

規 模 遺構は最大のもやう堆積址（ $8.20 \times 3.35\text{m}$ ）から最小の1号堆積址（ $2.05 \times 1.30\text{m}$ ）まで幅々であるが、3m程度のものが多く、4～5mを占める8号・5号堆積址はやや狭小している。

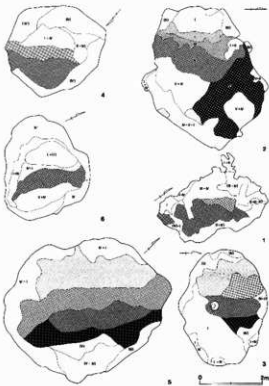
遺構内状況 遺構内各所に自然崩壊が堆積した「堆積土層部」と堆積によって周囲に埋入した「二次堆積土層部」に分けられる。堆積土層部は明確に基本土層との対比ができ、それによって堆積方向がわかる。二次堆積土層部はいずれも堆積土層部と取や置なようであり、二次堆積土層部が一方にわたるものや、二次堆積土層部時に堆積土層部が存在するものはない。

堆 積 方 向 堆積方向は二方向あるが、東面一方向に集中しており、あるいは両端的に形成されたことを見出すかもしれない。また、かなりの急斜面にもかかわらず、斜面上方に向けて堆積しているものが多いことは注意される。

形 成 時 期 これらの形成時期は、すべての土層堆積址の二次堆積土層部に基本土層を内包埋入が望まれ、また2号堆積址の堆積土層部に基本土層が存在することから、発掘調査範囲以下層の比較的新しい時期と見られる。（松井内発掘図）



図24 土層堆積址の堆積方向



第40图 土层剖面图

1999

渡の時間 調査区の上り物車はたいてい3分である。このうち第1号区・第2号区は1分、第3号区は1分5秒に短縮している。第1号区と第2号区は何処か分岐路を設けているが、第1号区は通過時にその溝が浅くなっている。第3号区の上りに渡橋は道床にのみ架っており、その両端に鋼柱が二脚ずつ立てられている。

国の地勢 二つの国は第1時測の内部から等距離で成形的に思ふふみの解が、また国と国との定規にも不規則ではあるが、同様の穴が多数散在していることから、断続的に面するいわゆる「根絶滅」と考えられる。ちなみに第1時測はその北西端、ローダー内陸の山頂より時測が主としてあり、またその内陸は雷鳴の鼓動（200分の1）に振られる断続の鼓動に一致している。第2時測、第3時測は地理上の位置が定まらないうちから、第1時測よりも早く断絶されたものと考えられ、その内陸は断絶の鼓動によるものと推定される。【地測内訳】

[illegible]

1000

- [illegible]

来源：《中国—东盟自由贸易区：机遇与挑战》，中国对外翻译出版公司，2002年。

来源: 中国知网, 中国期刊全文数据库, 2019-10-10。

● 圖 1 建築師事務所之組織架構

Figure 1. The effect of the concentration of the inhibitor on the rate of polymerization of α -methylstyrene in the presence of SnCl_4 at 25°C .

[illegible]

下圖：臨海平原（臺灣的平原都位於沿海地區，所以又稱爲「沿海平原」，其形成與海濱平原不同，詳見下圖）

Figure 1: The proposed system architecture. The system consists of a client and a server. The client sends a request to the server, which then processes the request and returns the result. The client also receives a response from the server.

图 5-2 海陵外出土酒樽



圖 4-2-1 電機機座與機殼之構造

圖 1-10 圖 1-11 圖 1-12 圖 1-13 圖 1-14

番号	品名	注 記	形態・包装方法の概要	計 量 単 位 (容 積) の 類	製造・産地	備 考
1	蜜	口粒 (丸形)	口粒等は棒状で中に棒状なし。 口粒は丸形。口内は棒状。 口内は棒状。	口粒等は棒状。口内は棒状。 口内は棒状。	口内は棒状。 口内は棒状。	口内は棒状。 口内は棒状。
2	蜜	口粒 (丸形)	口粒等は棒状で中に棒状なし。 口粒は丸形。口内は棒状。 口内は棒状。	口粒等は棒状。口内は棒状。 口内は棒状。	口内は棒状。 口内は棒状。	口内は棒状。 口内は棒状。
3	蜜	口粒 (丸形)	口粒等は棒状で中に棒状なし。 口粒は丸形。口内は棒状。 口内は棒状。	口粒等は棒状。口内は棒状。 口内は棒状。	口内は棒状。 口内は棒状。	口内は棒状。 口内は棒状。
4	蜜	口粒 (丸形)	口粒等は棒状で中に棒状なし。 口粒は丸形。口内は棒状。 口内は棒状。	口粒等は棒状。口内は棒状。 口内は棒状。	口内は棒状。 口内は棒状。	口内は棒状。 口内は棒状。
5	蜜	口粒 (丸形)	口粒等は棒状で中に棒状なし。 口粒は丸形。口内は棒状。 口内は棒状。	口粒等は棒状。口内は棒状。 口内は棒状。	口内は棒状。 口内は棒状。	口内は棒状。 口内は棒状。
6	蜜	口粒 (丸形)	口粒等は棒状で中に棒状なし。 口粒は丸形。口内は棒状。 口内は棒状。	口粒等は棒状。口内は棒状。 口内は棒状。	口内は棒状。 口内は棒状。	口内は棒状。 口内は棒状。
7	蜜	口粒 (丸形)	口粒等は棒状で中に棒状なし。 口粒は丸形。口内は棒状。 口内は棒状。	口粒等は棒状。口内は棒状。 口内は棒状。	口内は棒状。 口内は棒状。	口内は棒状。 口内は棒状。
8	蜜	口粒 (丸形)	口粒等は棒状で中に棒状なし。 口粒は丸形。口内は棒状。 口内は棒状。	口粒等は棒状。口内は棒状。 口内は棒状。	口内は棒状。 口内は棒状。	口内は棒状。 口内は棒状。
9	蜜	口粒 (丸形)	口粒等は棒状で中に棒状なし。 口粒は丸形。口内は棒状。 口内は棒状。	口粒等は棒状。口内は棒状。 口内は棒状。	口内は棒状。 口内は棒状。	口内は棒状。 口内は棒状。
10	蜜	口粒 (丸形)	口粒等は棒状で中に棒状なし。 口粒は丸形。口内は棒状。 口内は棒状。	口粒等は棒状。口内は棒状。 口内は棒状。	口内は棒状。 口内は棒状。	口内は棒状。 口内は棒状。

ト 石 器

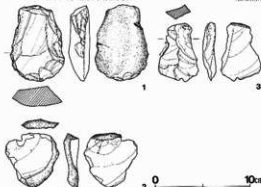
本遺跡からは、3点の石器が発見されているが、何れも阿武隈河内での典型製品であり、形作の類似は不明である。

1は縄文時代の打製石斧である。断面には全周的に自然面が認められており、縄文時代早期に見られる俵巻の製作技法を思わせる。石斧の上端部には自然面を帯びる打撃による「欠損」が認められる。多量の石片は断面より長さのある石片であったと思われるが、断面部によって同判断されたものであろう。断面形状が平型の台形を呈することから、縄文時代早期に見られる石斧にも類似するが、当地域では縄文時代中期にも一般的に認められる形制である。何れにしても典型的な石斧であり、時期の認定は難しい。

2は浅凹型製の刮削器である。自然面を刃部としており、断面には後部の後部(白ぬき部分)を受けている。時期は不明である。

3は浅凹型製の刮削器である。断面の大部分には使用面と見られる刃部が認められる。また同様に自然面を刃部としていたものといいが、断面形状が複雑な形になっている。時期は不明である。

(編纂部)



番号	品名	材質	長さ (mm)	幅 (mm)	厚さ (mm)	重量 (g)
1	打製石斧	玄武岩	8.8	5.8	2.1	171.9
2	刮削器	玄武岩	5.5	2.7	1.4	24.4
3	刮削器	玄武岩	6.2	4.7	1.1	32.4

第43図 遺構跡出土石器(上)

第45図 遺構跡出土石器—石器(下)

表 16 續 鞍山區地質構造圖表一(續)

1. 重大構造

褶皺名稱	位 置	平 面 形	走向方向	展 長 (m)	走向	傾斜	上 下 界
1 号 背	B-1, 4	(方型-歪方型?)	N-30°-E	4,15×(1,35)	北 傾	×	×
2 号 背	A-4, B-3, 4	?	N-30°-W	3,80×(2,00)	北西 傾	○	P ₁ , P ₂
3 号 背	C-4, D-4, 5	(方型-歪方型?)	?	3,50×(2,42)	×	×	×
4 号 背	B-5, K-1, 2	(長 方 形)	N-10°-W	5,80×(4,0)	北 傾	×	×
5 号 背	F-4, G-4, 5	(方型-歪方型?)	?	5,20×(4,0)	×	×	×
6 号 背	G-2, H-1	?	N-30°-W	4,00×(2,00)	北 傾	○	P ₁
7 号 背	B-4, 1-4, 5	(方 形)	N-30°-W	4,70×(1,4)	北西 傾	○	P ₁ -P ₂
8 号 背	J-2, K-2, 3	(長 方 形)	N-30°-W	4,20×(3,42)	北 傾	○	×

2. 主 軸

主軸名稱	位 置	平 面 形	走向方向	展 長 (m)	分 類
1 号主軸	B-5, 6	短 長 方 形	N-30°-W	3,42×0,65	A
2 号主軸	C-2, 6	+	N-30°-W	3,65×0,61	A
3 号主軸	C-5	短 長 方 形	N-30°-E	1,08×0,33	B ₁
4 号主軸	D-5	?	?	?	?
5 号主軸	D-5, 6	不 規 則 形	N-30°-E	0,78×0,21	C
6 号主軸	E-4, F-6	短 長 方 形	N-30°-E	3,12×0,27	A
7 号主軸	E-5	不 規 則 形	N-30°-W	1,765×0,61	C
8 号主軸	G-7	短 長 方 形	N-30°-E	1,24×1,00	B
9 号主軸	A-4, B-4	(短 長 方 形)	N-30°-W	10,422×0,44	(D)
10 号主軸	G-2, 3	(+)	N-30°-W	12,223×0,30	(D)
11 号主軸	B-3, C-2	(+)	N-30°-W	10,323×0,40	(D)
12 号主軸	C-2, 3, D-2	(+)	N-30°-W	11,241×1,05	(D)
13 号主軸	D-2	(+)	N-30°-W	10,513×1,00	(D)
14 号主軸	F-5, 6	不 規 則 形	N-30°-E	1,31×1,11	C
15 号主軸	H-2	長 方 形	N-30°-E	10,223×0,40	(D)
16 号主軸	K-3, L-3, 4	短 長 方 形	N-30°-E	3,15×0,60~0,21	A
17 号主軸	K-2	方 形	N-30°-E	1,10×1,00	E
18 号主軸	K-3, L-3, 4	長 方 形	N-30°-W	3,24×1,13	(B)
19 号主軸	P-13, Q-13	不 規 則 形	N-30°-E	1,00×1,00	E
20 号主軸	Q-14	不 規 則 形	N-30°-W	0,90×0,24	C
21 号主軸	J-3, K-3	短 長 方 形	N-30°-E	14,433×0,30~0,30	A
22 号主軸	J-3, 3	不 規 則 形	N-30°-W	11,209×1,12	C

第Ⅱ章 古代那珂郡における水利灌溉と在地信仰

——秋山交通路の歴史的位置把握の前提——

はじめに

古代における武蔵国那珂郡は、北を身振川（即ち山手川）南を八幡山・御油山を隔て分木谷付近をその北境とする、身振川流域の大部分に相当している。また、那珂郡の東境は埼玉郡に接しており、西境は上武山地の分木谷付近で埼玉郡に接している。この那珂郡は、『新編武蔵分郡』によると、那珂、中津、赤保（赤保は、名前の内郡が記載されている。秋山交通路のある見土町秋山地区は、従来より那珂郡中津郡に属定されることが多い。

古代の秋山地区

秋山交通路で修正された集落は、宋土間集落から直間集落に形成されたもので、それ以前の集落的な形態の痕跡は認められず、更により古代の集落分布が抽出されていないといえる。図に見土町秋山地区が「中津」峰であれば、本集落も古代の中津郡とならんかの関連を認めてよいであろう。しかし、本集落を中心とした秋山地区には、治水路が認められるもののその距離は長く、かつ身振川によって開墾された開墾地の多くは、身振川が山地から平地へ移行するときに曲り返り迂回によって形成された迂回路である。また、その迂回路には、谷戸を築くように古隘路が谷戸に展開しており、開墾地でなかったことは明白である。すなわち、秋山地区は、治水路距離が、古代においては現代においてより更に狭小であり、かつ迂回路の比較的多い沖積地の領域は古漢野として利用されていることから、おそらくこれらの沖積地は共同田益にかかわる土地であると考えられ、秋山地区の近隣を除く大半の沖積地にも水田はごく稀であったと考えてよい。また、当地域の山地は、少なくとも耕作には適せず、一部には開墾が認められたであろうが大半は未開墾にちかい森林であったと考えられてよいであろう。また、秋山地区にみられる平野部の集落分布は、弥生時代のものが多く、以上から推して秋山および中津地区のみで古代の中津郡を構成していたとすることは論議する。更に秋山に接する広大な水田地域は、湯河原集落群に比定される後世町古木であり、秋山地区を中心とする秋平地区のみで一帯を構成できた可能性は低い。

本章の目的

本章では、古代那珂郡における秋山地区の位置を、地理と信仰の両面から捉え、空間的制約を克服しつつ、水利灌漑と在地信仰の関連を辿りながら、古代那珂郡における平野部を中心とした社会的関係の構築に接近して行こうとするものである(図2)。

1. 古代的遺迹への選上

福岡県における水府流域は、大きくみると以下の4つの流域単位に区分することができる。

A：天神川水系（合流点以下の志戸川を含む）

B：志戸川水系

C：身振川水系

D：秋山川・小平川水系

これらの各水系は、古墳時代における小地域間との関連が想定され、身振川正流部に環状に展開する秋山古墳群・広布大野古墳群を中心とする区域に集中する聚落をもつ集団と、第三紀の残丘である山崎山・鎌原山を中心とする、西山・源助山古墳群の4つ編、松久丘跡に展開する白岩古墳群・中集古墳群を中心とする区域がある。これらはそれぞれ、身振川自然環境、天神川自然環境、志戸川上流域自然環境および付添の丘陵部が対応している。ともあれ、この4つの水系のうち、志戸川、天神川本流の白岩川、秋山川、小平川などは、神見山・十二天山を中心とする上武山塊東端の山塊をその本源にしていることは、注目してみたい。

天神川水系

これらのうち、A天神川水系には、コブ・谷戸聖紀遺跡、亀井山聖紀遺跡があり、特にコブ・谷戸聖紀遺跡での聖紀は、奈良期から始まり奈良期で極型となり、国分期まで続くもので、天神川流域の集団を中心に聖紀が行われた場所と考えられよう。

コブ・谷戸聖紀遺跡における聖紀は、調査報告書の小沢隆平氏によって、遺跡付近が大神河原と呼ばれていること、また付近に天神社がまつられているところから、ここでの聖紀は、「天神神」に関わるものであったことを推定されている（小沢、1980）。このことの当否はともかく、天神川の分岐点付近にある本流跡は、その偏側に明瞭な乾地帯（調査は水田）を有し、おそらくは磐石川と白岩川の合流点に存在したと考えられることから、河川敷部の水田は跡に近い状態を取っていたことが推定される。また最近、菅谷浩之氏は、コブ石と遺物集団中地点の関係から、天神川上流域の山塊を源野したものであることを推定されており注目し欲しよう（菅谷、1987）。

志戸川水系

B志戸川水系では、松久丘跡下に発達している崖面の存在は無視し得ないものだろう。志戸川水系の源流は、凡崎や山崎部の湧水による丘陵部に設けられた源流であり、原則的に流量の坪割りと一致しない。摩訶池、古池、西戸池、飯池等がある（図3）。

このような源流は、身振川水系以外の各水系で認められるもので、志戸川水系ではその発達が著しく、集団部の水府流域面積も多い。したがって、これらの源流を源流とする水府によって集団水府を構成することから集団水府に先行

するものを許んでいる河川管理者の面々も想像している。このような河川管理者の治水の積極的な姿勢にかかる開発事業は、牧文郡大河地区の灌漑（吉田、1980）からも窺えるように、古代においても認められる技術であり、また小規模なものでは「掘井」的灌漑形態として古墳時代より盛んに行われていたことが明らかにされている（新井、1984）。さらに灌漑又は、谷の流水を利用してその谷間に灌漑するものを類型化され、この灌漑については、不確実点が多いとされるが、「河川灌漑の成立期からそれ以降における水利技術拡大に伴うもの」（鹿野、1984）とされており、ここでは少なくとも該当する事例の灌漑が前期河川流域以前から存在していたものを含んでいると想定することができる。しかし、熊川川・小戸川水系には比較的地盤が軟弱なため灌漑も多く、この水系に認められる小規模な水利も自然の流水を堀い活用を促されるものに、比較的単純であるといえよう。以上から、志戸川水系は、農業灌漑の河川開発事業を模倣させる可能性を有している。なかでも志戸川水系に属する河川流は、そのほとりには内河航路等社が設置しており、河川開発者の灌漑を志するこの河川の灌漑する二河川の水質にかからず灌漑的任務をもっていたことは想定されるが、農業水利の灌漑にかかると灌漑を促していたことも考慮されなければならないであろう。

この他にも、河川流水系に沼澤に認められる多量の埤埒に一致する開水の河川利用にかかると河川池、水田池、沼池、小規模池、芝田池等、がある。この灌漑は、全河川に一致することから全河川向の灌漑以外に設置されたことは想定としている（田中）。他にみた河川川伏流水の農業灌漑に沿った形態の水田から沼池に貯水する反復的に取水として用いることも認められ、反復利用の灌漑点を有していることは注目されよう（田中）。

志戸川水系

この、河川池の水利用の大半を灌漑している、むす川河川流域には、近頃以前、「むす村水利組合」があり、河川見立村に相当する十集、河原町、松木、岡、小笠原の五ヶ村の水利灌漑のための共同組織であった。このむす村による、志戸川伏流水の取水灌漑は、毎年1月に十集境内の各集の河原町、伏流水取水のために「干元」と呼ばれる取水地点の会合者の組織によって、各村合計30人もの人員によって河原町を回り配りし、流水を得るのである。「干元」とは、この取水者が河川の水を取水するおで回りすることによって、その河川の水質や量を監視するところからついた名称である（河、1980）。

この十集の河川に属する以上は、むす村水利組合には属していないが、やはり河川川伏流水を利用して灌漑していることは推定されなければならない。この点で注目されることは、以上の河川池取水は、下流域とのつながりが強いため、十集、河原町、岡、島田の各村役人の会合いで取りまわしする「村ばらい」が実施されることである。また河川池の取水との水争いの問題は、河川の水利用の



開通遺跡

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 利根川平造跡 | 4. 大仏院跡 |
| 2. 利根川北造跡 | 5. コブツ谷戸造跡 |
| 3. 宇佐久保造跡 | 6. 利根川東造跡 |

第44図 利根川の開通遺跡と開通遺跡

其特性の把握の結果と考えられることのできる可能性を有している。おそらく、海軍時代迄の水の取扱は、海軍川原地区全域の共同管理であったと考えられることもできる。ともあれ、この海軍川原地区は、水利の管理のための強い責任を担っていたと考えてもよいであろう（註5）。

灌漑の方式

この海軍水源地（源泉）地の水は、海軍川原地区に沿って西に流下し、下流域の志戸川に流れる。すなわち海軍水田の全域を灌漑しているこの低流水の灌漑は、この地域の農業田の水田に不可欠のものであり、海軍用水の手近しがちな海軍地域では、この取水を直接に農業用水が形成されたと考えられることがきよう。また、先にみたように、これらの灌漑は、水田を灌漑しながら海軍川原に沿った形跡をたどる灌漑に貯水され、以後約10用水として用いることも認められ、「取水→排水→灌漑田→用水」という過程も認められる。また、機械的にみると、用水から水田に入った水は、そのまま排水路に流れるのではなく、「川原→灌漑」の形跡を築くことも注目してよい。この種な形跡は、長野県上田山越の全土調査によっても確認されており、同様な灌漑方式は古河を流れるものとして知られている（小沢、1973）。この灌漑・灌漑の方式は、埼玉県内でも海軍川原地区の農業用水の灌漑方式に認められ、「海軍川原（時代まで遡るかどうかは今後検討が必要である）」とされているが、この灌漑・灌漑形式であることは確かである（小沢、1973）とされているものである。したがって、おそらく本地域のこの灌漑方式は、これらの何と同等の性格を有すると思われることができる。

水利慣行の形成

以上のことから、河川整備の施工まで残存していた水利慣行は、農業田の河川と一体化した。灌漑の電気的付随なものであり、農業田の南と水田（川原→用水）の全体が一つの組織体（灌漑）となっていることから、海軍川原地区の施工期間以来、その水田が存続していると推定することができる。

古河時代においても、海軍川原地区の灌漑が慣行であったわけではなかったであろうが、前水大町古河郡がこの灌漑用水（用水）を外れていることは既に述べた点であろうと思われる。ともあれ、低流水川原による灌漑によって灌漑まで灌漑されている現在の海軍川原の水は、これらの川原の施工時点まで遡ることは、非常に歴史的であり、おそらくはその大半が古代のある程度に遡ると思えてよいであろう。そしてこの海軍川原低流水灌漑は、同河川の水量が少なかったために、灌漑量の多量が灌漑量や水の生産に大きく影響を及ぼすことから、古代においては水田の灌漑（灌漑に開ける灌漑的灌漑）は灌漑量の大きな灌漑であったと考えられることのできる。このことはまた、近世以降の海軍川原低流水取水にかかわる水利慣行も、この灌漑を求め難い以上、この水源地灌漑灌漑と灌漑の灌漑を伴っていたと推定されることから、先にみた「軍元」の持つ低流水取水に開ける灌漑が、古代においては灌漑灌漑の灌漑の灌漑

水路の形成

ある部分のものであったことを窺わせるものである。

ここで、金沢河川流出取水にかかる歴史的背景について考えてみよう。本越前の河川網下の水路と考えられる遺構の調査例としては、本庄市富田遺跡（石橋、1986）、加賀島跡（加賀、1979）、上野町久保前遺跡（内務、1978）、兄志町後保遺跡（石橋、1980）、寺田遺跡（西条、1981）、十二所遺跡（西条、1983）の各調査例があるが、共に加賀川圏内のものである。しかし、越前川の状況を把握する上で、断片的にも隣接するこの地域の例と比較することには、ある程度有益であると考えてよいであろう。中でも特に注目すべき例は、富田遺跡、久保前遺跡での遺物出土状況であり、共に7世紀後半以降と8世紀前半までの遺物と断片的に豊富するものである。また、それ以前の問題に属する出土遺物は、いずれも小範囲を主体とする。断片的で面白いものも多く、途中に自然的に流入し、流転しながら埋蔵したものと思えて面白くないであろう。これに対して、富田遺跡の遺物についてみると、卑屈が認められるものを多くといて、実際に使い済物も多く、それらが全体の出土量の中で主体を占めているのであるから、古人に河川からの自然的流入であるとすることはできないであろう。

これらの、箇中からあつた土品の観察を見ると、一時的な生活用である型穴瓦器ばかり出土する低級品の出土量が多いが、土管などの焼物残骸が少ないことは注目してよい。特に、久保前遺跡では、「断破」や「割れおし跡」、また富田遺跡では、銅製利剣などが出土していることにも注目すべきであろう。したがって、これらは何らかの理由で溝中に投げられたものと考えることができる（図7）。しかし以上のことは、必ずしも単なる焼物残骸に限られる遺物群であることと必ずしも一致せず、何らかの理由のもとに投入されたものであることを前提している。

歴史の調査単位

もとより古代においては、「町域、流域、村域」等、水利に関わる単位は「河川網」とされ、溝に物を投じて水利に障害を与えることは、存在意義といえども論議で行いえず、共同体全体の意志の結果が必要であったと思われる（図8）。つまり、この溝中の遺物調査は、共同体に留意され、かつ水利に関わる歴史的行爲であったと考えることができる。しかし、一町田遺跡や後保遺跡（図9）などで検出された古代の溝では、遺物出土量が比較的少ないことから、溝のすべてあるいはほとんどを埋められて遺物の投入が行われたわけではなく、やはりある特定の地点に投入が行われたものと考えることができる。つまり、河川網の流域の単位は各々の単位で独立して行われたものであり、これらの単位行為の実現は直接的には流域全体にあたるものではない。

また、河川網の単位、その溝中に埋蔵する遺物が、減少しながらも残されていることから、この溝中に遺物を投棄する歴史的行爲は、少なくとも河川網に関わる歴史とは考えられない。つまり、断片的に散在したためだけ

れによって地域社会がある程度の変遷を示し、人口の増加があらわれた現象を暗示するのであろう。」(佐々木、1980)とされている。しかし、この「戸口増設」については、承和十三年にこれに類似した記事のある紀伊國有田郡の例が挙げになろう。

この有田郡の例を分析した戸田氏は、承和十三年(849年)に「戸口増設丁多敷」のゆえきをもって郡の事績がとがったことについて、「承和の政治において、紀伊國と有田郡同様、各地の政治に起こりつつあった集丁の消亡・浮没・移転など事を支配への風化を顕明し、『戸口増設丁多敷』の治績を中央に認められた(戸田、1982)として、武藏國等諸郡の例をひき、郡司の増設が行われたことを想定している。そして、『この設想における有田郡の紀氏は、新しい領土の管理と経営の需要にもとづいて律令行政の弊害を改定するのではなくて、むしろ承和と結んで律令制支配を反動的に強化しつつ治績をあげ、その政治的方針の中で有田に武藏國鎌倉や河内赤松の叙郡を進めるという政策理想をとった』(戸田、1982)とされている。

おそらく熊河郡においても同様な設想にあったとみてよいであろう。つまり、この設想では佐々木氏がいわれるように有田郡鎌倉を中心とする新しい支配関係による発展とするよりも、むしろ、律令制の再編強化を図ることによって、郡司層が政策を推代したものと考えてよい。しかしこのことは、必ずしも郡司層が新しい政策の理想を追求していなかったことを意味するものではない。

また、佐々木氏は、郡司一員を増加した点については、「律令政体は郡司一員を増やすという律令的支配で臨んだのである。」とされ、これを国家的意識として捉え、在地社会における運動と要請にかかわる点については言及していない。しかし、この郡司一員の増設は、郡司層の支配地位につがるものとして捉えることができることから、在地社会の郡司増員に対する要求はあつたものと考えてよい。したがって、この設想は「戸口増設」の治績を認められた郡としての記述も認められることから導くことができる。

戸口増設の内容

またこの承和十三年には、武藏國を含む御郡に熊河およびそれ以外の郡司の記事があり、この年には、一冊を別表に編成した郡司郡の内部には、この記録の時期に同族と族の異代の郡司層の叙郡を所有していた郡司が存在したことが明らかである。この列層は、熊河の書体と平熊等の源氏から、叙郡を所有し、治事を行うことのできた郡司層であらうと考えられ、下層民層の浮没・消亡を招いた源氏によって、一冊を構成したものであろう。しかし、ここでいう「戸口増設」の内容は、貞和六年(844年)の「三代実録」には、熊河に平源氏をもって戸口増設の法とすることを禁じた禁令がなされたことが記録されていることから考えても、多くの平源氏を含んでいたことは想像にあたりない。ともあれ、承平年間(831-837年)に成立した『源氏物語』では、西郡の記載

があるところから、寺が僧院であったわけではない。むしろ、富農層の農民議員らの擁護に依存した、農民層と浮浪人を含めたもので、必ずしも宗教的価値が真に高かったかどうかは難かしい。

しかし、この時点で律令的寺院とそれによる村惣を根子にして私的経済活動を開始した郡司層も、共同村成員の抵抗と別荘地の分割の方向から、在地首長階級層をならねから取れられてはいない(211)。

例えば、郡司層における在地首長層の「郡寺」と考えられる大仏庵寺(高橋、1982)は、熊鷹郡岡連跡(高橋、1972)や武蔵岡寺寺跡跡地の瓦と銅製の軒瓦瓦を有しており、かつ坂下郡の児正金草堂跡(高橋、1982)以上の軒瓦と同一系統のものであるところから、この庵跡の在地首長層階級の階級の造営とを断ることができる。あるいは、武蔵岡寺寺跡と岡宮互であることに注目すれば、律令的支配の上に立った郡司層の地主した寺院である可能性も強いといえる。

これらの寺院は、いまはその創設・形式あるいは占拠などがいまだ不明であるとはいえないが、宗教的な寺院地であるとはいえず、更にその造設時期も一致していないことから、郡内の複数の寺院の存在を、形式的に「郡寺」「民寺」などに分類するものとなり、それらが階級に及ばない以上、後の考察が深まる。寺院の、階級差別に階級があるのは、それらが宗門地であると言うことの外に、総合的な比較検討が深れていることがあげられよう。

したがって、郡司層が寺院を地主したという史料に近しいという庵跡(岡宮、1982)もあるが、この地域の在地社会においては在地首長層との関係を抜きには寺院造営の基盤を見いだしがたく、民長層の民寺として在地首長が代表する「郡」の統括のための寺院として築くべきであろう。つまり、大仏庵寺を含む武蔵岡内(特に坂下郡)の寺院の多くが、「郡寺」であるという考え方(高橋、1982)も一面ではうなずけるものの、やはり在地首長の民寺とする方がよいと思われる。

高橋一尚氏は、地方寺院成立の背景には、強い政治的な契機を想定され、国家的権力による行政階層を前提とする権力(國家)による階級の基幹として、「郡寺」という階級を創設している。しかし、これは児正金草堂を中心とした軒瓦瓦の盛給関係の分析から在地首長層階級の階級による中近と地域を基幹としており、「郡寺」としてではなく、「在地首長層の民寺」として築くことにより、共同村成員と首長の階級的関係と、在地首長層の生産関係に関わる契機を捉えることが可能となるであろう。したがってここでは、社会経済史的視点から、これらを在地首長の民寺として捉え直し、より下部階級にひきつけて「在地首長層」と人民との隔れりき、より鮮明にしたい。つまりこれらの寺院は、古い奥1が私的関係に関わる宗教的支配であったことが確定されるのである。ともあれ、大仏庵寺の存続期間については、その創建期瓦のみの出土であり、

が明な点が多いとはいえず、あくまで概略の把握はとらえられる。むしろ、西土庫内の河津の寺領の動向を見ると、19世紀後半には縮小したものと考えることができる（西蔵、1983）。

瓦屋の土土庫

以上のように、武庫区内の寺領や民領の氏方は宗廟傾向を認めるのに反し、平谷町にはいると瓦屋を出土する墓跡が、いかに増加する傾向を見える。例えば、吉沢村河津を中心とする武庫川上流に限定しても、高平町大平塚寺を始め、東山運動（飯沼、1988）、南上山運動、平谷運動（西蔵、1973）、西蔵寺運動、寺山運動（鈴木、1980）、笠原運動（藤岡・金子、1986）、山内設計（堤、1984）、浅見山運動（中込市、1986）など14例がある（第17表）。

これらの宗廟は、設置費が多く、楚漢調査での検出頻りに乏しい。しかし、この少ない宗廟調査例の中でも、江島町河津村（高野池、1979）例に認められるような、地の代付物として決定されたと考えられる例には注目してよいであろう。また、笠原町東山運動で出土した瓦塔は、高野池寺例のような本格的寺領に付属する「塔」としてではなく、瓦塔と銅工の金堂も使ったものであり、その出土状態から笠原町の墓域内に収められていたものと推定されている（西蔵、1980）点に注目してよい。更に、笠原東運動、高野寺運動、大平塚寺など寺領跡が存在したと考えられる墓跡も多く、また墓内の瓦塔出土地点を把握した場合でも、これらの墓跡からは瓦片を採集するものが大半であることは、一般の墓跡とのあり方と比較したときに判明であるといえよう。このように瓦塔は、寺院あるいは東山運動例のような中流寺域ともなり「寺院」として存在していた可能性を考えることができる（注10）。したがって、先の瓦片を出土しない墓跡においても寺院と考えられる墓跡が大半であることと推察している。また、笠原町内から出土した瓦も寺院との関連が強く（林、1988）、先にもみた河津地域の笠原運動例などからみて、「塔」の代替物として考えられたものとして捉えることが適切であろう。

瓦屋の概略

石村吉義氏は、これらの瓦塔について祭祀との関係が強いとされているが、石村氏の採った資料の長井寺例は、必ずしも瓦塔との密な関係を示しているとはいえない。少なくとも、高平町大平塚内の寺山運動例は、地蔵の出土から寺領跡が存在したことは強いなく、また瓦の連べられている笠原町の出土した地点も瓦塔の出土地点とはかなり離れており、これに蓋然性がつけられることはできない（鈴木、1980）。また、先にもみた高野池寺や東山運動の瓦塔出土位置からは、惣堀施設等の設備は検出されていないことも注意すべきであろう。

したがって、瓦屋は必ずしも祭祀との関係を有していると考えられることはできず、仮に他の墓跡において仮に祭祀との関係性を示したとしても、第二次的なものであろう。石村吉義氏は、近年勝呂庵寺の瓦塔を統計される墓の瓦塔の各々に年代を推定されている（石村、1987）。ここで4居の瓦塔の概略された区域

を豊城と述べているが、やはりその根拠は示されていない。

ここで注意しなければならないのは、瓦墓においても石村氏が指摘しているように時期的に異い相違みられている点であり、瓦器自体の造え造れもまた変化している可能性を考慮しなければならないという点であろう。石村氏の報告された磐前坂寺の例などは、瓦器面に平瓦が表現され、あるいは軒瓦瓦の裏面に認められるなど比較的古い様相が認められ、また、磐前町の磐前神社、金影庵寺出土の瓦器も瓦器質で繊細な作りであり、瓦下地に発見されている瓦器とは時期的な差異を窺う取ることができる。武蔵国内で現在までに検出されている瓦器でも、瓦器製造地帯で検出されているもので確実な古いものはなく、現在の北山・入間地域に古窯のものが集中していることを窺察することができる。あるいは、これらの地域に導入された瓦器が武蔵国の他の地域に流通したものと考えることもできよう。しかし、上野国との関係は、瓦の流通関係からみると無視し得ないものを含んでおり、これらの関係の有無を検討する必要がある。

ともあれ、塔が仏教物をまつるものとしての意識が、必ずしも平安朝まで確立したとはいえないが、仏教の対象としての神聖な建物として後世まで確立される「塔」を表現する瓦塔は、やはりミニチュアとしての塔であるとする事ができよう。

瓦塔の意義

つまり、特にこの地域での瓦塔にみられる特徴は、城郭祠堂式の確立するように、『新撰集』によって行われたものであり、かつ仏壇や山内廟である東山通勝、寿山通勝、堂平通勝などから派生する態から、これらの土壌の創設と関係にかかわる有力な民衆によって造営されたものと推定することもできる。さらに具体的にその造営の経緯を推定するならば、これらの仏壇の敷置を間接的に推進し、かつ一定の財力を蓄積し西の京家廟であったといえよう。したがって、大江朝守を始めとする武蔵国内の古代寺院が、東山・役所する郊外に建造的であり、在地民衆のもつ経済基盤としての祭祀的造営関係、即ちにてはあみ解体的方向に向かいつつあったことと無関係ではないのは当然ともいえよう。

これは、瓦下地に相対する阿知越通勝（鈴木、1983）や、磐前町の北坂通勝（中島、1981）で認められる、野定「世国大郡」内の「住居小郡」のレベルで行われた敷置の基盤を前提としながら私的経済活動の拡大を促した者達が出現する、中世時代の基盤地で認められる動向（鈴木、1983）と吻合している。

このような私的経済活動と瓦塔との関係は、東山通勝、堂平通勝、寿山通勝などの、仏壇・山内を以てめとする従来の共同祭祀施設内に相対すると考えられる地区に営まれた通勝から、間接的に瓦塔が成立することからも窺いよう。これと同時に、また彼らがそれぞれ個別的な、個別的に成立した祭祀関係もなすことは、彼らの自立化の過程をあとづけるものであろう。

このように、石方農具層（竈家遺）の形成過程は、従来の共同体的な関係とは明らかに異なるものであり、従来の新しい関係などの私的経済活動と異なる種類の支配として捉えられるものである。

3. 神仏習合と水利権

海軍川の中で、先にみた「平元」の農具を掌握する官方的權威の中心であった。海軍川流域水灌漑区域は、大洲川流域に中心的に占拠する領民経済在地區主權の分布が、大洲川流域に占拠する兒玉分家系灌漑下層の分西領と権力を成すものように正がっており、この区域に、これらとは独立した独自の區域であったとすることができる。この場合、海軍川流域水灌漑区域のような「交」的な灌漑制形態の占拠する領民間の支配は、どの様に形成されたのであろうか。ここで、児玉分家系在地區主權が、水利権との関わりで灌漑神祇を奉祀しようとした。この海軍川流域水灌漑区域では、どのような形態の水利の民間性を維持觀念が存在したのかを検討してみよう。

・北向神社の分布

ここでは、この海軍川流域水灌漑区域を中心に分布し、海軍川にまつわる施設を有する北向神社に注目してみたい。この北向神社の分布は、すでに述べて存在していたと考えられる村々のいくつか認められ、この村々の形成との関わりを窺わせる。これらの村々の形成時期について文永十一年(1234)の『金沢文庫文書』の史料(図10)によると、『阿蘇公村』や『豊前』が記載されており、13世紀の前半には、これらが村々の形成を遂げていたことが想定される。北向神社が存在する、他のいくつかの村については、その成立を13世紀前半の史料はないが、おおよそこの時期までに形成されていたとみてよい。ともあれ、北向神社の分布域に、記録のあったと想定されている六郡を除いては、圖10でみた海軍川流域区域に当たることが偶然ではない。海軍川流域に關する民間が海軍川流域区域にあり、海軍川流域と北向神社が一定の関係を有していることができる。

この、海軍川流域区域には、灌漑農業在地區主權と兒玉分家系在地區主權の分布が認められる。兒玉家の灌漑式については、先の『金沢文庫文書』にも引用が記載され、他の「平元」等が在地區主權の比較的単純なこともあって、この時期には領土的主權が及ばず、官であった可能性が高いと思われる。ともあれ、この様な灌漑主權が、13世紀前半で明確な形態であらわれていたことは、推測されるべきであろう。おそらくは13世紀に村々の形成とともに、北向神社が成立した可能性が大きい。では、灌漑式内仕である農具神祇は、同じく児玉家の式内社系農具神祇においては如何なる所に祭祀されたのに対し、この海軍川流域は北向神社等の祭祀とこの時点までの様に關わっていたのであろうか。

先にみたように北向神社は、海軍川による灌漑との関係が窺われるところを

ら、河川利用法による治水事業の「早急」が流域の水利権利生業のための保護との関連を考慮しなければならない。少なくとも、在地の水利権利生業を前提とする治水計画の推進過程で、治水の「早急」的推進を要する必要がある。当然、治水のもつ影響の中で、水利権の維持管理などが行われ、田舎・里ノ原（奥郡）が治水多量の農村（村）の事情を前提とする私的経済活動が優先化するにつれ、古い共同体の官方的権威（共同体の秩序）が、後退していった。この過程で道祖神社は、古い村域のイデオロギーの再編権力として浮現され、式内社として再編されていく。しかし、前節で見たように、奥郡では、すなわち我々の思考を逆返し、弘教系イデオロギーを信奉していた。つまり、奥郡では官制的に在地の神祇を信仰するのではなく、民間権威を見しなながらも、私的経済活動の特殊な支援には弘教系イデオロギーを寄せていた。つまり、おそらく道祖神社の成立は、古い共同体の秩序である在地官吏の位階と国家的保護にかかわるイデオロギーとしての式内道祖神社から離れ、村共同体間の関係の成立と強く関わっていたと考えることができる。つまり、村共同体の形成は、弘教系の在地領主層への私的の中で新しい私権・私権性・私的権を維持する過程と強く関わっている。

神仏融合の過程

すなわち、平安中期（弘安）段階には、一定の官方的権威が維持し、また国家的保護でも律令的村域の再編がありそれ以降は世紀後半までの道に在り神社（村）が形成されたと考えることができる。十一世紀後半ごろまでに村域が形成され、各々は水利の共同利用に統合した形態の共同体関係を形成し、同一の権威を持った社会的関係性であったことを窺わせる。在り神社を有する里ノ原は、水利と神祇の共同性を有している。里々の村々には、「早急」に即する治水事業を待たず、治水の共同の村域のために治水治水の取水と用水の供給・管理を行いつつ、形成された在り神社内の重要な制度的な構造にもとづく祭祀的行為によって共同体が再生産される。また、律令的一在地官制系イデオロギーである式内社に反し、自身のもつ神をまつり、神仏融合の結合点に官方的権威を離れた「版上村神」。を創ることによって、旧官制から伝統的権威を継承した在地領主に対する、奥郡・里ノ原の私的権を明したのとして、在地神社との関係を構築していったものであろう。

このように平安時代後期における、道祖信仰の形成は、先にみ入った代的神祇と、私的経済活動の精神的拠点としての性格を持った「奥郡の民衆」の意思に認められるような弘教系イデオロギーの融合として現れると考えてよい。したがって、平安時代は水灌漑区域では、流域に居住する各農民の共同体が強く、古い共同体的な在地官吏層のもつ神祇・祭祀などが強く残った状態にあった。新しく、武断に在地領主への道を歩み始めた彼らの前に、農耕への転換の権威を持った農耕層は、新しいイデオロギーを必要としていたと考え

ていることは証明すべき点であろう。また、荒立氏は部名と一致しているが、寧ろこれは荒立氏の関係で考えるべきものであろう。したがって、ここで柳田の中澤氏の「武」系が、陸奥守部名と一致している点はこの地域においては特異的であるといつてよい。この地域には一般的には地名神名系の部は稀薄しており、武の名数と同一の名数を誇る中澤氏は、部名の数が中澤とこの所領であると考えられるものであるものであるが、この陸奥守の部の解体がならかの理由で遅延していたものであろうと考えられる。さらに、弘前郡もまた、奥州の弘前を中心とした区域であると考えられるところからこの部名が中澤以降まで残存したと考えてよく、弘前郡が中澤等は部名群に弘前等の部がかなり後まで残存したと考えられることができる。このような陸奥守部の解体は、弘前において遅れるとされており、先に解體したあまね川流域区域の、古代の部名が残存も早い原因を考えると考慮してよい点であろう。また、この年讀川流域区域には、前述のように伊賀守の在地部主が出現していないという点もこの部名との関連を察することができよう。これらの点から、これらの支配を地権部主群の全右の最南のあまね川流域区域および弘前を中心とした区域は、社会的傾向があり、同質的な区域であったことを推定することも可能であろう。

「陸奥守部は公卿一帯の所領となり、やがてそれも私領化・藩領化して武々と名振としての陸奥守部の数は減少していく(野村、1972) 傾向があり、中澤等や山本等の存在については、やはり会田中心の部領からの支配を考えるべきであろう。このように考えると、中澤氏が弘正堂や蘭同堂のような社会的関係を持たなかったことと異に、西端の華族的要素であると考えられる月見区大山村に属し、かつその支配や勢力が強大だったことを矛盾なく捉えることができよう。

中澤氏と秋山

また、中澤氏は、庄内県内にも関係していたことが1869年に完成した「庄内県」の記述で明らかである。つまり、中澤氏は、中澤郷を本貫地としていたと考えられるが、この時点で中澤氏本貫郷という人物が弘前に関係していたことは注意しておくべきであろう。しかし、寛治十二年(1499年)の「長岡藩志補定寛」の「南本郡秋山村中澤内郡部々」とあり、このころには秋山は南本郡に属しておらず中澤郡という人物が陸奥省空懸郡南本郡秋山村の所領を全てがわかる。つまり、秋山が中澤郷とされるのは、これ以降であり、中澤氏との関係性を考えるべきであろう。つまり、1869年には、本貫地は庄内県に属していることが明かである。また、寛治十二年(1499年)十二次阿蘇集書に、中澤郡秋山村公とあり、この時点では中澤郡に属していたことが解る。したがって、少なくともこれ以降、近世には、中澤氏は阿蘇集の記述の庄内郡秋山方面に属しているのである。

また、徳治二年(1312)に創設された鶴巻寺の、建立主体は中澤氏と云々の

ような関係を有していたのかは不明であるが、おそらくは、中津氏以外の真珠屋上が成立したものであろう。戦前のこの時期の近畿領土層を考えると、14世紀半ばに消滅したと考えられる熊山新羅人支配を襲った『新羅人神託』等の存在に注目すべきであろう。すでに熊山支配も注意しているように、近畿の真珠にはその面影が見え、また河津氏との戦いの記録に刻み込まれるように、河津町熊山と熊川村新羅との越境関係に一定の関与が存在したことが（足助、1980）とも考え合わせるならば『近畿圏に伝播されたものとは別な面影』という足助（昭和、1980）も一面では届くよう。畢竟足助氏は、この新羅人神託の書写の新羅人の写数層であるという（中津氏から出土した約1300枚にも及ぶ古説の分析から熊山氏の勢力の消滅した時期を14世紀後半以降のことと想定されてから（足助、1980）中津氏が熊山に侵入した14世紀初頭以降、少なくとも14世紀初頭頃には河津氏から中津郷に遷化したこととの時期関係を考え合わせると、この頃の事象を想定することもあながち無理ではないであろう。この熊山氏は、平家の熊山氏との関係には疑問が残り、この熊山氏の移住によって、この地が熊山と置かれたようになったことも考慮してよいようにも思われる。しかし、北政が熊野寺を遷したとするには年代的にずれがあり、あるいは北政の父美定によって置かれたと考ええることもできるが、美定が河津郷の熊山に居住したとする根拠はない。

主家の熊山氏

ここで、熊山氏が主家の在熊郷市であった場合を検討してみよう。河津町に残る、熊山新羅神託が郡上下郷の件約縁を延宝二年（1800）に成めたという伝承にある、熊山郷は新羅人と諸郡が越境しており、この越境する人物が先政と1400年の人物であるところから、むしろその構図に北政が熊山に居住していないことを消極的には認めしている（足助）が、このように考えるとき先にみた紋子等の地方の民謡や郡政氏が美定した北政100年に亘った子孫の遷移に関わる子孫が「定規城解決する部」に思われる。つまり、ここではこのようなことから平家の熊山氏とは別に、河津熊山の越境と主家の熊山氏が存在していたことを想定しておきたい。ともあれ、このように河津地域の地方の文化と地名との関係を辿っていくことによって、おぼろげながら熊山地区が中津郷に編入されるのは14世紀末頃から15世紀初頭の頃と考えてよいと思われる。

しかし、先にみた河津町熊山郷は、中津氏や中津郷とはどの様な関係をもっていたかは明らかではない。あるいは、後まで公認的な状態を異なさせていたことを考えるならば、熊山神託をも使まで残存していた中津郷との関係も想定されよう。また、中津氏が河津郷の河津郷に過渡していくことも、河津町熊山郷の民謡を考えると注目すべきであろう。したがって、河津町熊山郷は、このように中津氏の経済的形態が河津郷に移住することと考えるならば、少なくともこの時期には直接的な中津氏の支配を受けることなく、河津郷の形

館を築まで保存されていたと考えてよいであろう。

ともあれ、このような公館的な地域に現にみた北西神社が存在していることは、農林部の内閣官庁と民間への低賃の供給で農林神社との関係をあら、特に其の作務を認定である神社組合のイデオロギーを形成していた過程を想定することができよう。おそらく、現にみた北西神社の形成は、水戸藩・相模藩・松前藩と在地領主との協賛の中で進捗してゆく過程で形成されたと考えられるもので、村界別神社の形成と深く関わっていたものと考えられるのである。

ま と め

福河郡における水戸藩領と在地領主を中心に、この地域の社会的関係の輪郭を辿ってきたが、ここで以上の考察を要約すると、以下のとおりである。

- ① 水戸川流域及び川に占める、國庫増徴の期に前まで保存していた民衆的な治水作務に、地域を律の共同作務により内包を施り統一し、治水を得るというものであった。このような治水作務は、農林部の試案と一体化した水利の形態であり、各水戸領の高水と同一排水路の全体が一つの組織体（構造）をなしており、両岸を定費の組織なものであると考えられることから、農林部試案の熟慮結局に基、その大綱が形成していたものと想定することができる。
- ② 海軍の軍艦隊域の水際における、常備の艦隊を基めとする近海警備の村界が一統する組織の形態は、この組織の途中に上層階層を投入する警備形態に認められるように、この民間性に対応する要素を生み出していったものと想定することができる。この水利の民間性に関わる熟慮としての水戸藩試案は、その水戸の内部に各々の歴史単位を含むとせば、流域の利益に関わる各等によって定められていたものと想定され、その水利管理職や警備職は在地首長層の輪郭の内にあったものと考えられるべきである。
- ③ 幕府中絶の契機期における一統の形成は、有力無産層を中心とする新しい生産関係による展開とするよりも、むしろ郡司層が治水策の展開協力を促ることによって展開を促進したものと考えられることができる。この年が、武蔵国等に展開に伴う歴史的記事があり、この年に一帯を新たに編成した水戸藩の内部には、郡司層を中心とした民衆層においても組織を所有し、治水等を行うことのできた郡司が存在していた。従って、下層農民層の浮出・動向を仰ぎ、一帯を編成し、これに伴う郡司の増員によって郡司層を中心とした中層階層の展開、強化を實現したものと考えられる。
- ④ この地域における凡事にかかわる展開は、在地首長層の長官として認められる大士層を中心とする内代層が展開し、在地首長層の持つ組織展開としての民間的組織展開が展開の方向に曲がいつつあった時点で進捗する展開を要する。このような民衆の進歩の主体となった階層は、この進歩が広域や山

地域などから出す点から、これらの山野の側面を歴史的に捉え、かつ一定の財力を蓄積した豪家であったといえよう。豪族の支配圏とは、従来の共同体的な関係とは少なからず異なるものであり、現地の新しい支配者などの私的経済活動を支える組織的支援として要まれるものである。

- (3) 海国化促進と開港区域では、武蔵に居住する豪族民衆の異同性が強く、古い共同体的な組織・型記憶などが強く残存し異い状況にあった。この区域の豪族層は、各地領主と競争するための一定の財力と地主層の組織的統制のための新しいイデオロギ―を必要としており、新しい経済活動の概念を形成していた。このような平安時代後期における社会階層の分化は、更にみな世俗的精神と私的経済活動の精神的動向としての性格を帯った反叛の気質に認められるような宗教イデオロギ―の符合として現れると考えてよい。
- (4) 郡内郡外における中世期において、後に海国化の中心に西遷した中津氏が存在し、この時期には、この中津氏を基とする海国領土型への意識に色濃く色づいていたと考えられる。この郡内の村長民衆は、このような海国化発展の軌道に就くするための軍事的な側面の可能性を顕在とする。水利の共同性と信仰に開ける海国化を軸に形成されたものである。

史料学的に大いなかで、地域史研究の重要な位置を占める中世成立期の海国社会の展開に照らすことの難しさを痛感する。しかし、この展開を捉えるためには行かないのであれば史料的研究を反照しつつ、地域社会で育まれた「記憶」を何回向けながら、地域の土壌に埋められた歴史記憶の中にそれを発見しようとする気もまた必要であろう。現代的資料の基盤による想定と、多くの想像によって支えられた事実は、このような地域史への探求のための糧である。

(鈴木雄彦)

注

- (1) 小笠原は、古くから海軍国と呼称されており、この国に關する史料や伝承等はすべて海軍国と呼称されている。また、戦後でもこの名称が呼ばれることも多いようである。本章では、史料や伝承等との名称上での整合性を考慮して、この歴史的名稱を用いることにしたものである。

なお、本章を記すにあたり、度々野に關する多くの方点について西本孝男、長谷部繁の両氏に有益なアドバイスと資料の提供をうけた。記して謝したい。

- (2) 丹波郡における水所後の置置と在地信仰については、『古代丹波郡の土地利用と経済の発展』（阪本、1994）において考察したことがある。
- (3) このような論議のうち、中津氏については前述の坪田が史料調査の整備を促すため、あるいはこの内には含められまいかも知れない。
- (4) このような歴史認識に一致するような認識の展開が、島風船付後であるこ

とは、村野性民によって創設されており、この点について奈良盆地においては発掘調査によって確認されているようである（杉野、1970）。

⑧ 旧来の民権利用、および田越し草創については、片野氏の研究が主だった。記して感謝したい。

⑨ 「五ヶ村赤毛組合」については、（杉、1970）の巻末「高岡村村史資料集」第4集による。

⑩ 富田結城と岡田の旧土蔵跡については、長谷川孝氏のご厚意により写真を見せていただいた。また、その出土状態などについても懇話な教示をいただいた。記して感謝したい。

⑪ 溝の改築は、当地曹長の私断では法に背ず、一定の手続きを必要としていると考えることができる。溝中に投入された瓦物群のあるものは、溝の築造に伴う層相に関わるものも含まれていると考えられることも可能である。

⑫ 河越坂遺跡で検出された大甕については、市野司孝彦、西口正嗣ほか埼玉伝統文化伝調査事業団の担当者各位に多くの御教示と御便宜を蒙って頂いた。記して感謝したい。

⑬ ここで用いた「旧民大甕」、「旧民小甕」の概念は、『河越坂遺跡の調査』（鈴木、1986）を参照されたい。

⑭ 市野司孝彦におけるこの定義は、もとより茅葺に伴う制が国家的に整備されたものとは異く、各地における在地首長層が国家権力に依存することによって、在地首長層の生産関係を制度的に定めて直していかかったことを意味している。しかしこのことは、必ずしも在地首長が國家地主制形態に移行する実地を有していないことを意味するものではない。

仁寿四年（864年）の官用田・解法は、戸田民の身分によって3世紀の郡民・部土民による階層とし、解法田については13世紀の量中している古代群臣の中心地域から私制所有に関わる階層とするのではなく、農村の外縁である原野、つまり農用農民の遠征と律令國家の私制を避ける区域から開墾が開始されたとされている（戸田、1967）。郡民層の例を考える上でも参考になろう。

また、享和十年には、『陸田事流記』に次の記載があり、郡民層の例を考える上で参考になろう。

十二月乙卯朔、下野河原郡起大甕外庄六位下野七郎左衛門尉、畠田島田、一千五百七十一町、田民戸口一千四百一人、田民妻帯、田外庄民以下、

⑮ 下野市宮田遺跡（杉野、1986）においても小・中・大に区画されたようである。出土状態を示しており、さらに、畠田に関わるような遺物も検出されていない点は注意すべきであろう。また、中・大に互成層と全堂がケットで出土していることは注目してよいであろう。なお、7世紀代の住居跡を他例の状況物記が述べているところから、これ以降の遺跡であろうが、厳密な時期決定は難

しい。

また瓦葺について、源平文藏氏に懇切かつ有益な御教訓を得た。記して感謝したい。

③ この史料については、藤澤純夫氏の分析がある（陸奥、1970）。

④ 『新編埼玉県史』史料五七四

⑤ 『新編埼玉県史』史料五七五

⑥ 「大山庄には、承久の乱以降、承久三年（1223年）、新たに館頭中興が鎮座され、仁治二年（1341年）には、大山庄の地蔵講が成立して、大山庄の實質的支配を行うものが重吉から館頭中興へと交代されたのである。」（大田、1979）とされている。

また中興氏に関する点をはじめとする中興の問題について野口朝宣、植岡重一の両氏、さらに足立郡に関する様々な問題について水島治平、長谷川勇をはじめ本市御文庫集室の方々から、有益な御教訓と資料の提供を受けた。記して感謝したい。

⑦ この領いで経典した二虎神山城連阿比賀重家の妻によって、昭和二年、重家の十二男忌に野上十雄にある日本最大の伝説が直るされたものといわれている。

このほか、これらの秋山新九郎越前守に関する伝承は、天保年間に記述された『御神村生記』による。

表17番 埼玉県内瓦葺出土遺跡一覧

遺跡番号	遺跡名	所在地	瓦葺の種類	瓦葺の年代	瓦葺の出土状況
1	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
2	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
3	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
4	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
5	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
6	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
7	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
8	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
9	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
10	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
11	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
12	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
13	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
14	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
15	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
16	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
17	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
18	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
19	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
20	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
21	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
22	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
23	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
24	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
25	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
26	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
27	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
28	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
29	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
30	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
31	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
32	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
33	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
34	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
35	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
36	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
37	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
38	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
39	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
40	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
41	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
42	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
43	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
44	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
45	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
46	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
47	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
48	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
49	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群
50	大田原古墳群	大田原町	古墳群	古墳群	古墳群

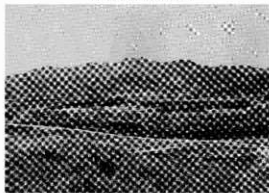
- 藤原万寿 (1980) 「石河通船の調査」、『千葉県行徳内城遺文化財発掘調査報告書Ⅱ：千友橋文化財センター』
- 新井秀雄 (1980) 「寛河中法親王御開帳地区の史料資料について」、『特定研究 寛河通船に関する歴史地理的研究』埼玉大学
- 新井秀雄他 (1978) 「地元の調査」、『千葉県生活調査報告Ⅱ』、千葉県教育委員会
- 石野博信 (1970) 「企業の名」、『日本近代文化の探索・演：社会思想社』
- 石橋圭一 (1985) 『寛河通船発掘調査報告書』、千葉市教育委員会
- 石村衣美 (1985) 『埼玉県内における元寇』、『埼玉文化史研究』4・1
- 石村富高 (1987) 『熊谷崎寺の創建を中心とする研究』、『埼玉の考古学』
- 大山喬伊 (1982) 『日本中世農耕史の研究』、岩波書店
- 小沢伸子 (1980) 『ユブ・ガサ野庭物語』、千葉市教育委員会
- 松原雅夫他 (1978) 『下田・磯部、埼玉県通船発掘調査報告書Ⅱ』
- 川上 誠 (1985) 「上野市製鉄所跡の出土の瓦礫について」、『上野市博物館史研究紀要』一
- 小沢啓一 (1972) 『上野市金平通船発掘調査報告書』、上野市教育委員会
- 堀本富三 (1977) 「通船船の西端と別荘船の東端」、『日本通船400年特刊』、東京大学出版会
- 西十木理雄 (1980) 『大久保川』、早稲田大学水辺文化史研究所
- 藤崎源・金子敏男 (1980) 『史前記・下野通船 熊谷通船』、『史前記・下野通船調査会』
- 青谷伸之雄 (1987) 『足利・古代・鎌倉時代史』、講文館
- 鈴木健郎 (1987) 『足利時代の調査』、『埼玉県近代史研究調査報告』、埼玉県歴史編さん室
- 鈴木健郎 (1982) 『古代足利部の土地利用と村営の学校』、『知能通船Ⅱ』、足利町教育委員会
- 鈴木健郎 (1980) 『古代足利部における山荘の跡跡』、『足利町教育委員会』
- 鈴木健郎 (1981) 『一河通船の調査』、『金屋通船Ⅱ』、足利町教育委員会
- 鈴木健郎 (1983) 『十二人通船の調査』、『金屋通船Ⅲ』、足利町教育委員会
- 長崎一夫他 (1978) 『富岡通船調査報告』、『富岡通船発掘調査報告』
- 高橋 一夫 (1982) 『埼玉県近代史研究調査報告』、埼玉県歴史編さん室
- 西島三郎 (1980) 『足利の民衆と伝説』、上野 足利町民衆研究会
- 石野博信 (1980) 『足利』、『埼玉県通船文化財調査事業調査報告書Ⅱ』
- 戸田芳夫 (1987) 『日本通船史成立史の研究』、行風堂
- 中島 圭 (1982) 『北河通船の調査』、『開国通船400年記念文化財発掘調査報告Ⅱ』

- 佐藤 健 (1984) 『新田義成文に關する人々の生涯』、『新田町誌』第四号 新田町誌発行委員会
- 藤 尾 清 (1985) 『結婚の記録』、『結婚』昭和5年4月
- 峰岸純夫 (1985) 『武蔵国足尾郡地名について』、『埼玉史学研究会』第4号
- 宮崎智雄 (1985) 『中世・新田氏・久遠氏』埼玉県通史発刊委員会編纂刊行
- 藤 尾 清 (1985) 『戦史の伝承と民俗』
- 藤 尾 清 (1985) 『近上郷土史』
- 田山 亨 (1985) 『武蔵国新田郡中・新郷と中沢氏』、『武蔵野』62
- 堀川好重 (1985) 『竹越川』埼玉県通史発刊委員会編纂刊行
- 堀川好重 (1985) 『戦国最盛期村治上の変遷』、『埼玉学雑誌』65巻2号
- 吉川國男 (1985) 『戦国における番衆達の職行 新郷について』、『大沢探義』早稲田大学出版部
- 堀江 翠 (1985) 『白山遺跡』、『新郷地下歴史』
- 本庄市 (1986) 『本庄市史』通史編1
- 新田町 (1987) 『新田町史』通史編

圖 版



1. 森林より見た樹冠の断面（左側より）



2. 森林風景（秋山神社の境内より）

图版 2



1. I 区全貌

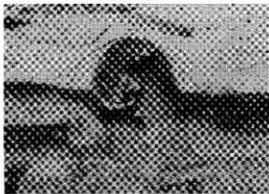


2. II 区全貌

図版 3



1. 第1号地層地



2. 第1号地層地

圖版 4



1. 第2号位別粒



2. 第2号位別粒+ペド



1. Introduction

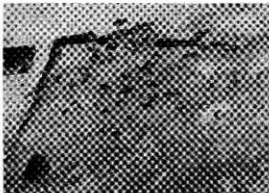
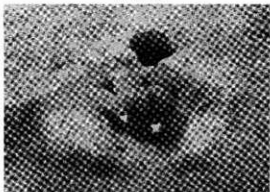


图 3 为图 2 中 A 点的放大图, 图中 A 点位于

図版 6

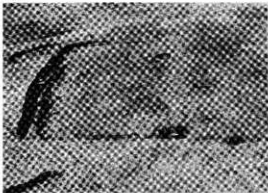


1. 図4 再作模型

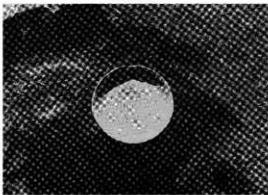


2. 第4号標本産出地

圖版 7



1. 帶5特種岩柱



2. 帶5分徑岩柱, 重約0.1克

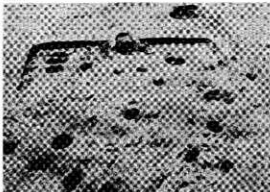
図版 8



1. 黒6号住居址



2. 黒6号住居址カマド



1. 黒く円形斑紋



2. 黒く円形斑紋を伴う



1. 磁子岩內柱狀磁鐵石紋理



2. 磁子岩包圍磁鐵石



1. 雲石岩の断面



2. 雲石岩の断面

圖版12

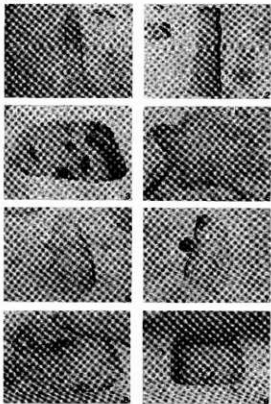
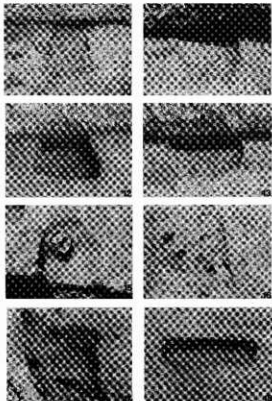
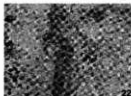
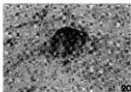
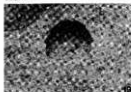


图 13



1. 上端部

图版14



1. 土质砂



2. 第1-6号微体 (5X-1.6)



1. 區 2 砂礫組 (SX-2)



2. 區 3 砂礫組 (SX-3)



1. 第4号磁粒粒 (8 X - 4)



2. 第5号磁粒粒 (8 X - 5)

图版17



1-2



2-2



2-3



2-4



2-5



2-6



2-8



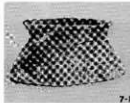
2-9



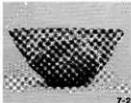
4-4



5-1



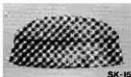
7-1



7-2



8-1

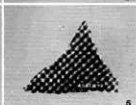
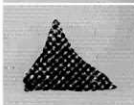
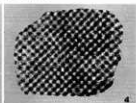


SK-15

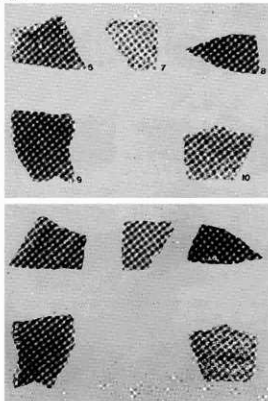
1. 体高柱及び十部部十部部



2. 体高柱及び十部部十部部



3. 上域内二輪輪・面部部部部



1. 无种号出土层形化石

足利町通商利益会報告書第2集

秋 山 東 道 跡

足利町通商利益会編輯

昭和四十年十月印刷

発行所 足利町秋山東道跡調査会

福正町三丁目五番地大アールビル

印刷所 たつみ印刷株式会社

足利町富谷町五丁目